

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月22日
【中間会計期間】	平成18年度中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番4号
【電話番号】	(03)6719-2111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 田中 朋典 (「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については 法務部上級エキスパート 龍 芳泰)
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番4号
【電話番号】	(03)6719-2111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 田中 朋典 (「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については 法務部上級エキスパート 龍 芳泰)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 平成19年1月5日から本店及び最寄りの連絡場所は下記に移転する予定である。

本店の所在の場所	東京都港区芝五丁目33番8号
電話番号	(03)3456-1111 (大代表)
最寄りの連絡場所	東京都港区芝五丁目33番8号
電話番号	(03)3456-1111 (大代表)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		平成16年度 中間会計期間	平成17年度 中間会計期間	平成18年度 中間会計期間	平成16年度	平成17年度
会計期間		自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日
売上高	百万円	1,070,812	991,257	1,005,372	2,122,626	2,120,068
経常損益	百万円	110,645	33,625	13,208	179,172	17,780
中間(当期)純損益	百万円	178,791	63,771	16,101	474,785	92,166
純資産額	百万円	340,712	259,007	263,551	324,782	268,678
総資産額	百万円	1,884,708	1,514,061	1,635,053	1,589,286	1,557,570
1株当たり純資産額	円	18.96	58.82	34.58	47.34	31.67
1株当たり中間 (当期)純損益金額	円	95.67	14.87	2.93	194.36	19.75
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期) 純利益金額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	18.08	17.11	15.46	20.44	17.25
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	118,817	25,923	88,418	13,654	54,430
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	34,775	46,673	37,018	34,206	84,811
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	112,772	43,927	42,141	133,556	18,955
現金及び現金同等物 の中間期末(期末) 残高	百万円	142,484	230,775	259,743	294,903	248,069
従業員数	人	39,651	35,655	34,275	36,970	34,911
(外、臨時従業員数)	(人)	(5,059)	(5,298)	(5,963)	(4,416)	(5,173)

(注) 1. 売上高は、消費税等を含んでいない。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載していない。

3. 純資産の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		平成16年度 中間会計期間	平成17年度 中間会計期間	平成18年度 中間会計期間	平成16年度	平成17年度
会計期間		自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日
売上高	百万円	565,036	578,747	584,521	1,163,498	1,259,981
経常損益	百万円	57,022	21,010	21,674	85,152	23,644
中間(当期)純損益	百万円	151,787	64,185	25,891	526,225	128,152
資本金	百万円	500,201	642,300	657,342	642,300	657,336
発行済株式総数	千株	2,647,969	4,385,749	5,491,516	4,253,995	5,491,452
純資産額	百万円	421,232	262,749	203,105	330,130	231,752
総資産額	百万円	1,169,507	1,039,322	1,062,188	1,123,435	1,044,783
1株当たり純資産額	円	11.46	57.97	43.61	46.09	38.39
1株当たり中間 (当期)純損益金額	円	81.22	14.97	4.71	215.41	27.47
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期) 純利益金額	円	-	-	-	-	-
1株当たり配当額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	36.02	25.28	19.12	29.39	22.18
従業員数	人	12,818	12,126	12,487	12,094	12,109
(外、臨時従業員数)	(人)	(1,988)	(2,792)	(3,441)	(2,315)	(2,840)

(注) 1. 売上高は、消費税等を含んでいない。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載していない。

3. 純資産の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）	
自動車事業	34,187	(5,963)
金融事業	88	(-)
合計	34,275	(5,963)

(注) 1. 人員数は、就業人員である。(役員を除く。)

2. 臨時従業員（パートタイマー、期間社員、派遣社員等）は（ ）内に当中間連結会計期間の期末人員を外数で表示している。

(2) 提出会社における従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数		
事務技術系（人）	技能系（人）	計（人）
6,183 (547)	6,304 (2,894)	12,487 (3,441)

(注) 1. 人員数は、就業人員である。(役員を除く。)

2. 技能系とは直接生産作業又はその補助業務を行う者のほか、それらの指導・監督にあたる者をいい、事務技術系とは技能系以外の者をいう。

3. 臨時従業員（パートタイマー、期間社員、派遣社員等）は（ ）内に当中間会計期間の期末人員を外数で表示している。

(3) 労働組合の状況

当社及び国内連結子会社（一部を除く）の労働組合は、三菱自動車労働組合連合会を通じて全日本自動車産業労働組合総連合会に所属している。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間の連結売上高は1兆54億円（前年同期比1.4%増加）となった。

営業損失は55億円（同143億円改善）となった。対前年同期比の増益要因としては、販売台数・車種ミックスの変動による改善39億円、北米の広告宣伝費を主体とした販売費の削減7億円、為替が円安に推移したことによる改善58億円、その他リストラ効果等がある。

経常損失は132億円（同204億円改善）となった。対前年同期比の増益要因としては、営業損失の改善143億円、利息収支の改善16億円等がある。

中間（当期）純損失は161億円（同477億円改善）となった。対前年同期比の増益要因としては、経常損失の改善204億円、減損損失の減少195億円、不動産信託事業清算金の受領70億円等がある。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりである。

自動車事業

当中間連結会計期間における自動車事業に係る売上高は、9,809億円（前年同期比0.9%増加）となり、営業損失は155億円（同77億円改善）となった。

金融事業

当中間連結会計期間における金融事業に係る売上高は、244億円（同27.4%増加）となり、営業利益は99億円（同78億円増加）となった。営業利益の増加要因は、販売金融債権関連の引当負担が軽減したこと等である。

所在地別セグメントの業績は次のとおりである。

日本

国内では、販売台数増加等により、売上高は6,337億円（前年同期比1.6%増加）となり、営業損失は201億円（同29億円改善）となった。

北米

北米では、販売台数増加及び為替好転等により、売上高は2,063億円（同7.1%増加）となり、販売金融事業の損益改善も加わり、営業利益は31億円（同95億円改善）となった。

欧州

欧州では、販売台数増加及び為替好転等により、売上高は3,061億円（同5.4%増加）となったが、販売車種ミックスの変動により、営業利益は34億円（同23.3%減少）となった。

アジア・その他の地域

アジア・その他の地域では、販売台数は減少したものの為替好転等により、売上高は1,998億円（同4.8%増加）となったが、販売台数減少により、営業利益は55億円（同11.8%減少）となった。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ117億円増加し、当中間連結会計期間末における資金の残高は2,597億円となった。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間（当期）純利益が損失であったものの、売上債権の減少、販売金融債権の減少及び仕入債務の増加等による収入増等により、884億円の収入（前年同期比625億円の収入の増加）となった。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、匿名組合清算による収入はあったものの有形固定資産の取得による支出が有形固定資産の売却による収入を上回ったこと等により、370億円の支出（同97億円の支出の減少）となった。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済等により、421億円の支出（同18億円の支出の減少）となった。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績は次のとおりである。

	台数(台)	前中間連結会計期間比(%)
国内	340,202	107.4
海外	166,281	103.6
合計	506,483	106.1

(2) 受注状況

当社は、大口需要等特別の場合を除き、見込生産を行っている。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間		前中間連結会計期間比(%)	
	数量(台)	金額(百万円)	数量	金額
自動車事業	599,320	980,935	91.0	100.9
金融事業	-	24,417	-	127.4
消去又は全社	-	19	-	-
合計	599,320	1,005,372	91.0	101.4

(注) 1. 上記金額は、消費税等を含んでいない。

2. セグメント間の取引については消去又は全社に表示している。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が対処すべき課題について、重要な変更はない。

4【経営上の重要な契約等】

(1)当中間連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりである。

契約会社名	相手方の名称	国名	契約内容	契約期間 (契約締結日)
三菱自動車工業株式会社 (当社)	三木 繁光	日本	会社が被った損害に対する当社社外監査役の賠償責任額を限定する契約	契約締結日 平成18年7月3日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	菅 宏	日本	会社が被った損害に対する当社社外監査役の賠償責任額を限定する契約	契約締結日 平成18年7月3日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	岡本 行夫	日本	会社が被った損害に対する当社社外監査役の賠償責任額を限定する契約	契約締結日 平成18年7月3日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	日産自動車株式会社	日本	日産自動車株式会社への軽乗用車OEM供給に関する契約 (供給期間：平成18年9月から)	製品供給終了まで (平成18年8月4日締結)
三菱自動車工業株式会社 (当社)	ダイムラークライスラー・アーゲー	ドイツ	スマート・フォーフォーの生産中止に関する契約	契約締結日 平成18年6月27日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	三菱商事株式会社 株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 三菱地所株式会社 日本通運株式会社	日本 日本 日本 日本 日本 日本	株式売買契約 三菱オートクレジット・リース株式会社の株式の譲渡に関する契約	契約締結日 平成18年8月31日

(2)当中間連結会計期間において、変更及び終了した重要な契約は次のとおりである。

当社、三菱商事株式会社及びダイヤモンドリース株式会社間にて締結した平成18年3月17日付三菱オートクレジット・リース株式会社及びダイヤモンドオートリース株式会社の事業再編に関する基本合意書は、平成18年6月30日に、手続等、その内容を変更した。

当社、日産自動車株式会社間にて締結した平成17年4月18日付日産自動車株式会社への軽乗用車OEM供給に関する契約は、目的達成により終了した。

当社、ダイムラークライスラー・アーゲー間にて締結した平成18年3月30日付スマート・フォーフォーのネザーランズ・カー・ピー・ブイにおける生産早期中止に関する拘束力のないタムシートは、平成18年6月27日に終了した。

当社、ミツビシ・モーターズ・ヨーロッパ・ピー・ブイ、ダイムラークライスラー・アーゲー及びスマート・ジーエムピーエイチ間にて締結した平成13年10月12日付包括協業契約は、平成18年6月27日終了した。

当社、ダイムラークライスラー・アーゲー間にて締結した平成14年7月11日付エムディーシー・パワー株式会社をドイツに設立(当社出資比率50%)し、ガソリンエンジン生産を行うことに関する契約は、合併契約について終了し、エムディーシー・パワー株式会社の当社持分をダイムラークライスラー・アーゲーに売却した。なお、ガソリンエンジン生産に関する協業契約は継続している。

(3)平成18年10月1日以降において、新たに締結した重要な契約は次のとおりである。

契約会社名	相手方の名称	国名	契約内容	契約期間 (契約締結日)
三菱自動車工業株式会社 (当社)	ダイムラー・クライスラー・アーゲー	ドイツ	インドネシア事業再編に関する契約	契約締結日 平成18年10月30日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	三菱ふそうトラック・バス株式会社 ピーティー・クラマ・ユダ MCオートモービルホールディング・ビーヴィー	日本 インドネシア オランダ	ピーティー・クラマ・ユダ・ティガ・ベルリアン・モーターズ株式のMCオートモービルホールディング・ビーヴィー 及びピーティー・クラマ・ユダ から当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社への譲渡に関する契約	契約締結日 平成18年10月30日
三菱自動車工業株式会社 (当社)	ダイムラー・クライスラー・アーゲー 三菱ふそうトラック・バス株式会社	ドイツ 日本	ピーティー・ミツビシ・クラマ・ユダ・モーターズ・アンド・マニュファクチャリング株式の当社からの三菱ふそうトラック・バス株式会社への譲渡に関する契約	契約締結日 平成18年10月30日

5【研究開発活動】

「走る喜び」と「確かな安心」そして「環境への貢献」を、当社グループが実現すべき企業理念として、以下のよう積極的に研究開発を行なっている。

- ・「走る喜び」：四輪統合制御技術（All Wheel Control）を核とした、高度な走行制御技術の開発
- ・「確かな安心」：乗員と歩行者を保護する安全車体構造の開発や、車室内環境快適化技術の開発
- ・「環境への貢献」：燃費の向上・排出ガスの低減、ゼロエミッションの次世代電気自動車の開発および、リサイクルしやすく有害物質を含まない車づくりへの取り組み

また、3次元CAD・衝突シミュレーション等コンピュータを活用した開発・生産システムの改革を進め、研究開発のスピードアップと製品の品質向上を推進している。

研究開発スタッフは当社グループ全体で約4,000名で、総従業員約12%に当たる。また、各主要大学、内外の研究機関等との共同または委託研究を行って密接な連携・協力関係を保ち、先進技術の研究開発を効果的に進めている。当中間連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費は26,670百万円である。

具体的取り組みとしては、「走る喜び」の実現のため、四輪統合制御技術（All Wheel Control）の高度化を更に進めるとともに、全域でハイレスポンスなMIVEC^{*1}（可変バルブタイミング制御）機構付きの新開発アルミブロックエンジン、スポーティなシフト操作も可能なCVT（無段変速機）などの高性能・低燃費パワートレインのラインナップを充実させ、またアルミルーフの採用拡大などで車両の軽量化・低重心化を推進している。なお、北米向「アウトランダー」に搭載のV6 3.0Lエンジンで、軽自動車(0.66L)から3.0Lまでのエンジン4種のアルミブロック化が完了した。

「確かな安心」を実現するため、乗員保護を一段と高める車体構造やむち打ち低減シート等の開発の他、衝突時に歩行者を保護する技術開発にも取り組んでいる。また、予防安全としては、止まる、曲がるという車本来の基本性能の向上と、エレクトロニクス技術を用いてカーブでの横滑り事故を防止するASC^{*2}（アクティブスタビリティ制御）システムの採用拡大や、駐車支援システムなどの運転支援技術の開発に取り組んでいる。そのほか、車室内環境快適化技術として、消臭天井、アレルゲン除去フィルタ、安全なシート生地、紫外線・赤外線カットガラスなどの快適なドライブをサポートし、お客様に安心を提供する技術を開発している。

また、「環境への貢献」の実現のため、国内2010年燃費基準への対応、加えて低排出ガス車認定制度への対応も進めている。更に米国CAFE（企業平均燃費）規制強化、加州ZEV（ゼロエミッション車）規制、欧州CO₂排出量自主目標への対応についても推進している。また、究極の環境対応技術として、コンパクトな駆動系と、性能面で有利な「リチウムイオン電池」をコア技術とした次世代型電気自動車の技術開発を推進し、「環境の世紀」にふさわしいクルマづくりを目指している。リサイクル・省資源については、環境負荷低減と資源の有効活用の観点から、当社独自の「リサイクル設計ガイドライン」に基いた3R設計（Reduce, Reuse, Recycle）を積極的に取り入れ、環境にやさしくかつ、リサイクルが容易な車作りを推進している。

商品品質に関しては、開発の各段階で品質造り込み状況の確認を行うクオリティゲートシステムを適用した「Mitsubishi Motors Development System（MMDS）」により、品質を第一優先とした開発に取り組んでいる。

平成18年4月から9月にかけて発表した主な新商品は次のとおりである。

1. 未来型スモール特別仕様車「i(アイ) Play Edition」、「Limited」（平成18年5月および7月）
AV一体型HDDナビゲーションと”i Pod^{*3}nano(アイポッドナノ)”専用スロットほかを装備した特別仕様車「i Play Edition」を5月に発売した。
7月には、専用AM/FMラジオ付CDプレーヤー（4スピーカー）と、UVカット機能付プライバシーガラス（リヤドア、テールゲート）などを装備した特別仕様車「Limited」を発売した。
2. 新型「eKワゴン」、「eKスポーツ」（平成18年9月）
軽乗用車として、実用的でベーシックなポジションを従来の「eKシリーズ」から踏襲しつつ、「便利」・「安心」・「気持ちいい」機能を更に発展させ、ボンネット型軽乗用車としては初の電動スライドドアや、歩行者保護法規対応を盛り込んだボンネット形状などを採用した新型車を発売。主要装備は次のとおりである。
 - (a) インナーレール式電動スライドドア（eKワゴン「MS」・「GS」）
 - (b) マルチポジションユーティリティ（MPU^{*4}）
 - (c) LED^{*5}タイプリヤコンピランプ（軽自動車初）
 - (d) ディスチャージヘッドライト（eKスポーツ）
 - (e) インパネシフト（A/T車）など

環境性能に関しては触媒の改良などにより、無過給エンジン搭載車では平成17年排出ガス基準の75%低減レベルを達成、燃費については4 A/T車(2WD)に直結機構付トルクコンバータ採用などにより平成22年度燃費基準を達成(eKワゴンの3 A/T+4WDとeKスポーツの「R」を除く)。「eKワゴン」の「M」5 M/T車では、上記基準+10%を達成し、2006年度グリーン税制に適合した。

3. 「コルトRALLIART Version-R」、「コルトプラスRALLIART」(平成18年5月)

エンジンの高性能化、5MT搭載など、本格的なスポーツドライビングが楽しめる「コルトRALLIART Version-R」を発売。主要装備は次のとおりである。

- (a)高出力1.5L MIVECターボエンジン(113kW、210Nm：「コルトRALLIART Version-R」5 M/T車)
- (b)ゲトラグ社製5 M/T(コルト RALLIART Version-Rのみに追加設定)
- (c)16インチタイヤ&専用ローダウンサスペンション
- (d)ASC
- (e)トラクションコントロール

また、高出力化に対応してボディの高剛性化を図った。

「コルトプラスRALLIART」は「コルトRALLIART Version-R」と同様にエンジンの高出力化(113kW)を図った。

4. 「ランサーエボリューション MR」(GSR/RS)、「ランサーエボリューションワゴンMR」(GT/GT-A)

従来の「ランサーエボリューション」、「ランサーエボリューションワゴン」に対して、以下を採用して更なる性能向上と質感の向上を図り、平成18年8月に発売した。

- (a)ターボチャージャー、タービンホイール材質変更・コンプレッサホイール入口径変更によるレスポンスの向上とそれによるMIVECの最適化(GSR/RS、GT)
- (b)EIBACH社製コイルスプリング採用によるハンドリング性能の向上(GSR)
- (c)車高ローダウンによる走行安定性・コーナリング性能の向上(GSR)
- (d)スーパーAYC^{*6}の制御チューニングによる左右後輪駆動力制御量増大によるコーナリング性能の向上(GSR)

5. 「トライトン」(平成18年8月)

タイ生産のアーバンスポーツピックアップ「トライトン」はタイ及び欧州での販売が好調で、日本国内にも導入を決定。国内メーカーで新車販売される唯一のピックアップとなる。

「トライトン」の主な特徴は、従来のピックアップにはないスタイリッシュでスポーティーなエクステリアと、機能的かつ快適なインテリアをもち、機能面では、信頼性・耐久性に優れたサスペンションやラダーフレームを採用、後席の居住性に配慮した室内空間、自由なユーティリティースペースであるカーゴベッドを備えている点である。主要装備は次のとおりである。

- (a)3.5L V6 ガソリンエンジン(131kW、295Nm)
- (b)イージーセレクト4WD(走行中2WD/4WD切換え可)
- (d)リアハイブリッドLSD^{*7}
- (e)カーゴベッド(最大積載量400kg)
- (f)リアスライドパワーウィンドウ

6. その他

「ミニカ」、「ミニカバン」、「ミニキャブバン」、「ミニキャブトラック」、「アウトランダー」についても、装備などの仕様向上を図った。

注) *1: Mitsubishi Innovative Valve Timing Electric Control (連続可変バルブタイミング制御)

*2: Active Stability Control (アクティブスタビリティ制御)

*3: i Podは米国およびその他の国におけるApple Computer, Inc.の登録商標

*4: 同じ規格の「取り付け部」がインパネ中央下部と助手席背面に装備され、その「取り付け部」にゴミ箱やフックなど様々なユーティリティアイテムが自由に取り付け・移動・交換できるようにした機能の総称

*5: Light Emitting Diode (発光ダイオード)

*6: Active Yaw Control (アクティブヨー制御)

*7: Limited Slip Differential Gear (作動制限デフ装置)

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、ネザーランド・カー・ビー・ブイは、EQUUS Leasing B.V.より賃借していた自動車生産設備を取得している。

その主要な設備は次のとおりである。

(在外子会社)

会社名 (所在地)	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地		その他	合計	
					面積 (千㎡)	金額			
ネザーランド・カー・ ビー・ブイ(オランダ)	自動車事業	乗用車生産設備	-	-	-	-	9,341	9,341	-

(注) 金額には消費税等を含まない。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,958,285,000
A種優先株式	438,000
B種優先株式	374,000
C種優先株式	500,000
D種優先株式	500,000
E種優先株式	500,000
F種優先株式	500,000
G種優先株式	500,000
計	9,961,597,000

(注)「発行可能株式総数」欄には、平成18年9月30日現在の当社定款に記載されている株式の総数を記載している。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月22日) (注)1	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	5,491,516,544	5,491,516,544	株式会社東京証券取引所 株式会社大阪証券取引所 各市場第一部	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式
第1回A種 優先株式	73,000	73,000	-	(注)2,9
第2回A種 優先株式	30,000	30,000	-	(注)3,9
第3回A種 優先株式	1,000	1,000	-	(注)4,9
第1回G種 優先株式	130,000	130,000	-	(注)5,9
第2回G種 優先株式	168,393	168,393	-	(注)6,9
第3回G種 優先株式	10,200	10,200	-	(注)7,9
第4回G種 優先株式	30,000	30,000	-	(注)8,9
計	5,491,959,137	5,491,959,137	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成18年12月1日からこの半期報告書提出日までの優先株式の普通株式への転換による増減及び新株予約権の行使による増加は含まれていない。

2. 第1回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回A種優先配当金の支払いは、当該第1回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者には、会社法202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、第1回A種優先株主が有する第1回A種優先株式を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下、当社がある種類の株式を取得し、それと引換えに当社の他の種類の株式を交付することを「転換」という。）を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数（第1回A種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第1回A種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、(I)各第1回A種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回A種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1回A種優先株式についてのみ、当該第1回A種優先株主の請求に基づくその有する第1回A種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回A種優先株式以外の転換請求にかかる第1回A種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までのうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

転換の条件

第1回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第1回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回A種優先株主が転換請求のために提出した第1回A種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第1回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第1回A種優先株式1株の払込金額相当額を第1回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

3. 第2回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、第2回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき、第2回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回A種優先配当金の支払いは、当該第2回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は、同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までのうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

転換の条件

第2回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第2回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（但し、下限を30円とする。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \text{1株当たり払込金額}}{\begin{array}{c} \text{(既発行普通株式} \\ \text{数-自己株式数)} \end{array} + \text{1株当たりの時価}} \\ \text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{(既発行普通株式数-自己株式数) + 新規発行普通株式数}}{\text{(既発行普通株式数-自己株式数) + 新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{c} \text{第2回A種優先株主が転換請求のために提出} \\ \text{した第2回A種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第2回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第2回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第2回A種優先株式1株の払込金額相当額を第2回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

4. 第3回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、第3回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき、第3回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回A種優先配当金の支払いは、当該第3回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第3回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、96円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第3回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（但し、下限30円とする。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、当初転換価額が決定された日の翌日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{(既発行普通株式} \\ \text{数-自己株式数)} \end{array} + \frac{\text{普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式数-自己株式数)} \\ \text{+ 新規発行普通株式数} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第3回A種優先株主が転換請求のために提出した第3回A種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第3回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第3回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第3回A種優先株式1株の払込金相当額を第3回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

5. 第1回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、第1回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき、第1回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回G種優先配当金の支払いは、当該第1回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第1回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第1回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回G種優先株式についてのみ、当該第1回G種優先株主の請求に基づくその有する第1回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回G種優先株式以外の転換請求にかかる第1回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第1回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、113円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第1回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成16年9月1日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \text{1株当たり払込金額}}{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式} \\ \text{数-自己株式数)} \end{array} + \text{1株当たりの時価}} \\ \text{(既発行普通株式数-自己株式数) + 新規発行普通株式数}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{第1回G種優先株主が転換請求のために提出した第1回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

6. 第2回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、第2回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき、第2回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回G種優先配当金の支払いは、当該第2回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第2回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第2回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第2回G種優先株式についてのみ、当該第2回G種優先株主の請求に基づくその有する第2回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第2回G種優先株式以外の転換請求にかかる第2回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第2回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、143円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第2回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月11日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \text{1株当たり払込金額}}{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式} \\ \text{数-自己株式数)} \end{array} + \text{1株当たりの時価}} \\ \text{(既発行普通株式数-自己株式数) + 新規発行普通株式数}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{第2回G種優先株主が転換請求のために提出} \\ \text{した第2回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

7. 第3回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、第3回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき、第3回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回G種優先配当金の支払いは、当該第3回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第3回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第3回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第3回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第3回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第3回G種優先株式についてのみ、当該第3回G種優先株主の請求に基づくその有する第3回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第3回G種優先株式以外の転換請求にかかる第3回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第3回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、139円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第3回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月23日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式} \\ \text{数-自己株式数)} \end{array} + \text{新規発行普通株式数}} \times \frac{1 \text{株当たりの時価}}{1 \text{株当たりの時価}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第3回G種優先株主が転換請求のために提出} \\ \text{した第3回G種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

8. 第4回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第4回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第4回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第4回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、第4回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき、第4回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第4回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第4回G種優先配当金の支払いは、当該第4回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第4回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第4回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第4回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第4回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第4回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第4回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第4回G種優先株式についてのみ、当該第4回G種優先株主の請求に基づくその有する第4回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第4回G種優先株式以外の転換請求にかかる第4回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成19年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第4回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、258円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降の各転換請求可能日において、第4回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の30%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成18年1月31日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式} \\ \text{数-自己株式数)} \end{array} + \text{新規発行普通株式数}} \times \frac{1 \text{株当たりの時価}}{1 \text{株当たりの時価}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第4回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式の数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第4回G種優先株主が転換請求のために提出} \\ \text{した第4回G種優先株式の発行価格の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

9. 優先順位

(1) 優先配当金の優先順位

A種優先配当金、B種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金、F種優先配当金及びG種優先配当金の支払順位は、B種優先配当金及びF種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金及びG種優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(2) 優先中間配当金の優先順位

A種優先中間配当金、B種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金、F種優先中間配当金及びG種優先中間配当金の支払順位は、B種優先中間配当金及びF種優先中間配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金及びG種優先中間配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(3) 残余財産の分配の優先順位

A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式、C種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第2順位（それらの間では同順位）とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権、新株予約権付社債及びその他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利（ストックオプション）に関する事項は次のとおりである。

平成14年6月25日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,088	同 左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,088,000	同 左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	173	同 左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～ 平成21年6月30日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 173 資本組入額 87	同 左
新株予約権の行使の条件	(注)	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同 左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)(1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。

(3) 新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は社員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員を任期満了により退任した場合、当社社員を定年退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合は、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。

(4) 上記のほか、新株予約権割当契約で新株予約権の行使の制限その他に関して定めるものとする。

平成15年6月25日定時株主総会決議

平成16年5月27日の取締役会決議にて、平成15年6月25日定時株主総会決議による新株予約権は発行しないこととした。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自平成18年4月1日 至平成18年9月30日 普通株式(注)	64,000	5,491,516,544	5,568	657,342,531	5,512	433,189,675

(注) 平成18年4月1日から平成18年9月30日までの間に新株予約権の行使により資本金が5,568千円増加し、資本金残高は657,342,531千円に、資本準備金は5,512千円増加し、資本準備金残高は433,189,675千円となった。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号	839,942	15.30
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	774,768	14.11
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	268,763	4.89
エムエルピーエフエスカスト ディー	東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目ビルディング(常任代理人: メリルリンチ日本証券株式会社)	53,656	0.98
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	35,456	0.65
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	34,623	0.63
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	32,109	0.58
三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託口)	東京千代田区丸の内一丁目4番5号	21,793	0.40
三菱自動車取引先持株会	東京都港区港南二丁目16番4号	19,912	0.36
東京海上日動火災保険 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	17,070	0.31
計	-	2,098,093	38.20

(注) 1. 平成17年12月14日付にて、三菱重工業株式会社、株式会社田町ビル、米国三菱重工業株式会社、三菱重工環境エンジニアリング株式会社、株式会社リョーイン、三菱重工工事株式会社(平成18年4月1日付にて、三菱重工橋梁エンジニアリング株式会社に社名変更)、三菱重工プラント建設株式会社、株式会社春秋社、関東菱重興産株式会社(平成18年10月1日付にて、菱重エステート株式会社に社名変更)、名古屋菱重興産株式会社、近畿菱重興産株式会社、東中国菱重興産株式会社、広島菱重興産株式会社及び西日本菱重興産株式会社を共同保有者として、各社から変更報告書が提出されている。平成18年9月30日現在、同共同保有者の所有株式数の合計は868,660千株である。

2. 平成17年10月11日付にて、三菱商事株式会社から変更報告書が提出されている。平成18年9月30日現在、同共同保有者の所有株式数の合計は774,774千株である。

3. 平成18年8月15日付にて、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券株式会社、三菱セキュリティーズインターナショナル及び三菱UFJ投信株式会社を共同保有者として、各社から変更報告書が提出されている。平成18年9月30日現在、同共同保有者の保有株式数の合計は306,797千株である。

第1回A種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	33	45.21
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	18	24.66
三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号	12	16.44
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	10	13.70
計	-	73	100.00

第2回A種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
東京海上日動火災保険 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	10	33.33
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	7	23.33
チャイナモーターインベスト メントカンパニーリミテッド	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 カストディ業務部(常任代理人:株式会社 三菱東京UFJ銀行)	5	16.67
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	2.5	8.33
日本郵船株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	2.5	8.33
三菱マテリアル株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1	3.33
三菱化学株式会社	東京都港区芝五丁目33番8号	1	3.33
三菱倉庫株式会社	東京都中央区日本橋一丁目19番1号	1	3.33
計	-	30	100.00

第3回A種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
新日本石油株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番12号	1	100.00
計	-	1	100.00

第1回G種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	90	69.23
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	40	30.77
計	-	130	100.00

第2回G種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	137.264	81.51
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	18.654	11.08
三菱重工業株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目16番5号	12.475	7.41
計	-	168.393	100.00

第3回G種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	10.2	100.00
計	-	10.2	100.00

第4回G種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	30	100.00
計	-	30	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式	73,000	(注)1.
	第2回A種優先株式	30,000	
	第3回A種優先株式	1,000	
	第1回G種優先株式	130,000	
	第2回G種優先株式	168,393	
	第3回G種優先株式	10,200	
	第4回G種優先株式	30,000	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 76,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,491,101,000 (注)2.	5,491,101	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 339,544 (注)3.	-	同上
発行済株式総数	5,491,959,137	-	-
総株主の議決権	-	5,491,101	-

(注)1.(1)株式の総数等 発行済株式(注)2.~9.を参照。

2.「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式1,820,000株(議決権の数1,820個)が含まれている。

3.「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式713株が含まれている。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱自動車工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番4号	76,000	-	76,000	0.00
計	-	76,000	-	76,000	0.00

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	平成18年5月	平成18年6月	平成18年7月	平成18年8月	平成18年9月
最高(円)	258	249	221	222	215	209
最低(円)	238	218	184	189	197	190

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はない。

(注)執行役員の異動は次のとおりである。

(1) 新任

大道 正夫	執行役員	経営企画本部副本部長	平成18年8月15日就任
寺尾 勝夫	執行役員	国内営業改革推進室長	平成18年11月1日就任

(2) 異動

毛利 道夫	執行役員	国内営業推進本部長 (組織改正による名称変更)	平成18年10月1日異動
-------	------	----------------------------	--------------

(旧役職)	執行役員	国内販売本部長	
-------	------	---------	--

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

なお、平成17年度中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、平成18年度中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。

なお、平成17年度中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、平成18年度中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、平成17年度中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)及び平成18年度中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表並びに平成17年度中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)及び平成18年度中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けている。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	平成17年度 中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		平成18年度 中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		平成17年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金	2	229,074		260,392		259,045	
2 受取手形及び売掛金	2,5,7	139,318		149,399		179,101	
3 販売金融債権	2,5	30,240		68,642		39,278	
4 有価証券	2	12,026		5,966		5,365	
5 たな卸資産	2	260,629		287,335		257,946	
6 短期貸付金		2,260		2,012		2,047	
7 繰延税金資産		1,487		1,413		1,206	
8 その他	2,7	104,057		157,674		124,120	
貸倒引当金		16,030		23,229		25,805	
流動資産合計		763,064	50.4	909,607	55.6	842,306	54.1
固定資産							
1 有形固定資産	1,2						
(1) 建物及び構築物		127,339		118,180		120,582	
(2) 機械装置及び運搬具		194,820		193,914		202,597	
(3) 土地		106,954		104,714		104,229	
(4) 建設仮勘定		43,601		26,087		20,732	
(5) その他		57,840	35.0	76,898	31.8	57,866	32.5
2 無形固定資産	2,6	27,076	1.8	25,049	1.5	25,836	1.6
3 投資その他の資産							
(1) 長期販売金融債権	2,5	2,313		10,157		8,365	
(2) 投資有価証券	2,3	68,860		76,638		74,126	
(3) 長期貸付金	2	12,348		12,200		12,900	
(4) 長期債権売却留保額	2	104,171		45,202		69,751	
(5) 繰延税金資産		7,594		8,260		7,413	
(6) その他	2,3	75,626		70,611		65,841	
貸倒引当金		77,550	12.8	42,469	11.1	54,979	11.8
固定資産合計		750,996	49.6	725,446	44.4	715,263	45.9
資産合計		1,514,061	100.0	1,635,053	100.0	1,557,570	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成18年度 中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		平成17年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
売上高		991,257	100.0	1,005,372	100.0	2,120,068	100.0
売上原価		809,341	81.6	823,868	81.9	1,700,524	80.2
割賦未実現利益調整 前売上総利益		181,916	18.4	181,503	18.1	419,543	19.8
割賦未実現利益調整 高							
割賦未実現利益戻入		2	2	0	0	0	0
売上総利益		181,919	18.4	181,504	18.1	419,544	19.8
販売費及び一般管理 費							
1 販売促進宣伝費		57,711		54,475		121,453	
2 運賃運搬費		9,281		12,040		21,177	
3 貸倒引当金繰入額		-		293		1,041	
4 役員・従業員賃金 諸手当		41,084		38,776		80,588	
5 退職給付引当金繰 入額		2,790		2,745		5,382	
6 役員退職慰労引当 金繰入額		303		-		649	
7 減価償却費		9,096		7,838		19,003	
8 研究開発費	3	32,058		26,670		60,345	
9 その他		49,387	20.4	44,182	18.6	103,118	19.5
営業損失		19,794	2.0	5,517	0.5	-	-
営業利益		-	-	-	-	6,783	0.3
営業外収益							
1 受取利息		1,288		2,676		2,824	
2 受取配当金		1,902		1,982		2,280	
3 持分法による投資 利益		1,509		1,322		1,453	
4 外国為替差益		1,418		949		-	
5 その他	4	685	0.7	414	0.7	3,130	0.5
営業外費用							
1 支払利息		10,118		9,876		19,580	
2 コマーシャル・ペ ーパー利息		0		-		-	
3 訴訟費用		8,969		3,107		5,732	
4 その他		1,548	2.1	2,051	1.5	8,939	1.6
経常損失		33,625	3.4	13,208	1.3	17,780	0.8

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

中間連結剰余金計算書

		平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成17年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高			417,612		417,612
資本剰余金増加高					
1 増資による新株の発行		-	-	15,035	15,035
資本剰余金中間期末(期末)残高			417,612		432,648
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高			656,068		656,068
利益剰余金減少高					
1 中間(当期)純損失		63,771		92,166	
2 豪州子会社新会計基準適用		944	64,715	962	93,129
利益剰余金中間期末(期末)残高			720,784		749,198

中間連結株主資本等変動計算書

平成18年度中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	657,336	432,648	749,198	12	340,774
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	5	5			11
自己株式の取得				0	0
中間純損失			16,101		16,101
新規連結に伴う減少			1		1
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	5	5	16,102	0	16,092
平成18年9月30日 残高 (百万円)	657,342	432,654	765,300	13	324,682

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	9,046	-	81,142	72,095	12,580	281,259
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行						11
自己株式の取得						0
中間純損失						16,101
新規連結に伴う減少						1
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額 (純額)	273	1,382	1,779	124	1,739	1,615
中間連結会計期間中の変動額 合計 (百万円)	273	1,382	1,779	124	1,739	17,708
平成18年9月30日 残高 (百万円)	8,773	1,382	79,362	71,971	10,840	263,551

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度 中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度の要約連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャ ッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期)純利益 (純損失:)		61,375	9,735	82,745
減価償却費		33,303	33,945	69,486
減損損失		21,943	2,416	45,084
連結調整勘定償却額		379	-	767
のれん償却額		-	169	-
貸倒引当金の増減額 (減少:)		4,338	15,441	9,345
退職給付引当金の増 減額 (減少:)		3,321	211	1,763
受取利息及び受取配 当金		3,190	4,658	5,105
支払利息		10,118	9,876	19,580
為替差損益 (差益:)		532	1,370	227
持分法による投資損 益 (利益:)		1,509	1,322	1,453
有形固定資産売却損 益及び廃却損 (売却益:)		1,916	907	1,862
投資有価証券及び子 会社株式売却損益 (売却益:)		2	156	391
投資有価証券等評価 損		87	431	335
匿名組合清算益		-	7,014	-
株式譲渡契約に基づ く損失補償		359	-	1,186
売上債権の増減額 (増加:)		12,303	30,879	19,550
たな卸資産の増減額 (増加:)		16,907	22,996	5,881
販売金融債権の増減 額 (増加:)	4	7,346	12,705	15,790
債権売却留保額の増 減額 (増加:)		1,360	-	16,853
仕入債務の増減額 (減少:)		22,685	15,184	30,210
その他		2,322	1,182	1,754
小計		32,870	47,531	74,713
利息及び配当金の受 取額		4,129	5,148	6,444
利息の支払額		10,161	10,193	19,048
株式譲渡契約に基づ く損失補償の支払額		-	-	5,000
共同委託生産契約に基 づく補償金の受取額		-	50,650	-
法人税等の支払額		914	4,719	2,680
営業活動によるキャ ッシュ・フロー		25,923	88,418	54,430

		平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度 中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度の要約連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッ シュ・フロー				
定期預金の増減額 (増加:)		7,988	10,491	3,045
有価証券の増減額 (増加:)		9	0	-
投資有価証券の取得 による支出		1,353	2,780	3,156
投資有価証券の売却 による収入		1,000	3,416	2,990
関係会社出資金の取 得による支出		-	8,750	-
有形固定資産の取得 による支出	2	69,527	67,881	133,924
有形固定資産の売却 による収入	3	15,842	17,147	45,839
短期貸付金の増減額 (増加:)		82	1,272	741
長期貸付けによる支 出		1,398	46	2,017
長期貸付金の回収に よる収入		729	1,117	1,584
匿名組合清算による 収入		-	11,229	-
その他		28	308	86
投資活動によるキャッ シュ・フロー		46,673	37,018	84,811

		平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度 中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度の要約連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動によるキャッ シュ・フロー				
短期借入金及びコマ ーシャル・ペーパー の増減額 (減少:)		24,199	9,552	48,192
長期借入れによる収 入		1,565	1,765	21,957
長期借入金の返済に よる支出		19,840	30,463	40,471
社債の発行による収 入		200	-	19,729
社債の償還による支 出		1,587	3,829	1,596
株式の発行による収 入		-	-	29,704
少数株主への配当金 支払額		33	-	33
その他		32	61	53
財務活動によるキャッ シュ・フロー		43,927	42,141	18,955
現金及び現金同等物に 係る換算差額		550	2,477	2,557
現金及び現金同等物の 増減額 (減少:)		64,127	11,736	46,779
現金及び現金同等物の 期首残高		294,903	248,069	294,903
連結の範囲の変更に伴 う現金及び現金同等物 の減少額		-	61	54
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	1	230,775	259,743	248,069

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>当社グループは、前々連結会計年度において215,424百万円、前連結会計年度において474,785百万円の当期純損失を計上し、また当中間連結会計期間においても63,771百万円の間接純損失を計上した。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>そこで当社グループは、当該状況を解消するとともに経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」(平成16年度～平成18年度)を平成16年5月に策定した。</p> <p>また、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社のリコール問題により国内販売の落ち込みが予想されたため、事業再生計画達成に向けて、平成16年6月に 聖域なきコストカット、お客様の信頼回復、徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。</p> <p>以来、計画にて定めた信頼回復及び収益改善に向けた諸施策に鋭意取り組んできたが、過去のリコール問題への対応の不備は当社グループに対する信頼回復の遅れを招き、その影響から販売台数の低迷が顕著となった。これは、過去から潜在的に抱えていた生産能力の過剰という問題をも顕在化させることとなった。また、当社グループの事業回復の遅れと財務健全性に対する懸念が高まり、再生のために確保していた資金を有利子負債等の返済に充当せざるを得ない状況となった。</p>	<p>当社グループは、平成15年度215,424百万円、平成16年度474,785百万円及び平成17年度92,166百万円の間接純損失を計上し、また当中間連結会計期間においても16,101百万円の間接純損失を計上した。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>そこで当社グループは、当該状況を解消するとともに経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」(平成16年度～平成18年度)を平成16年5月に策定した。</p> <p>また、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社のリコール問題により国内販売の落ち込みが予想されたため、事業再生計画達成に向けて、平成16年6月に 聖域なきコストカット、お客様の信頼回復、徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。</p> <p>以来、計画にて定めた信頼回復及び収益改善に向けた諸施策に鋭意取り組んできたが、過去のリコール問題への対応の不備は当社グループに対する信頼回復の遅れを招き、その影響から販売台数の低迷が顕著となった。これは、過去から潜在的に抱えていた生産能力の過剰という問題をも顕在化させることとなった。また、当社グループの業績回復の遅れと財務健全性に対する懸念が高まり、再生のために確保していた資金を有利子負債等の返済に充当せざるを得ない状況となった。</p>	<p>当社グループは、前々連結会計年度において215,424百万円、前連結会計年度において474,785百万円の当期純損失を計上し、また当連結会計年度においても92,166百万円の間接純損失を計上した。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>そこで当社グループは、当該状況を解消するとともに経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」(平成16年度～平成18年度)を平成16年5月に策定した。</p> <p>また、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社のリコール問題により国内販売の落ち込みが予想されたため、事業再生計画達成に向けて、平成16年6月に 聖域なきコストカット、お客様の信頼回復、徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。</p> <p>以来、計画にて定めた信頼回復及び収益改善に向けた諸施策に鋭意取り組んできたが、過去のリコール問題への対応の不備は当社グループに対する信頼回復の遅れを招き、その影響から販売台数の低迷が顕著となった。これは、過去から潜在的に抱えていた生産能力の過剰という問題をも顕在化させることとなった。また当社グループの業績回復の遅れと財務健全性に対する懸念が高まり、再生のために確保していた資金を有利子負債等の返済に充当せざるを得ない状況となった。</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>この状況を打開し、当社グループが再生を果たすためには、信頼回復に向けた活動を継続する一方で、収益改善を確実なものとするための追加対策が不可欠となったことから、新たな経営計画として「三菱自動車再生計画」を平成17年1月に策定した。</p> <p>この計画の主要項目及び当中間連結会計期間の進捗状況は次の通りである。</p> <p>1. 企業風土改革への取り組み</p> <p>信頼回復と企業風土改革は、当社グループが再生を果たすにあたっての最優先事項であり、CSR推進本部が中心となりコンプライアンス施策を着実に実行してきた。社外有識者で構成される企業倫理委員会からも、社外の目で継続的に指導・助言をいただいている。</p> <p>また、各社員は企業倫理セミナーを通して企業倫理に対する理解を深めており、社員による「企業倫理遵守に関する誓約書」の提出も完了した。</p> <p>また、「リコール問題の社外弁護士調査」については、平成17年3月に完了し、社内処分と再発防止策をまとめて、国土交通省に最終回答として提出した。</p> <p>今後も企業風土改革を実行していく所存である。</p>	<p>この状況を打開し、当社グループが再生を果たすためには、信頼回復に向けた活動を継続する一方で、収益改善を確実なものとするための追加対策が不可欠となったことから、新たな経営計画として「三菱自動車再生計画」を平成17年1月に策定した。</p> <p>この計画の主要項目及び当中間連結会計期間の進捗状況は次の通りである。</p> <p>1. 企業風土改革への取り組み</p> <p>信頼回復と企業風土改革は、当社グループが再生を果たすにあたっての最優先事項であり、CSR推進本部が中心となりコンプライアンス施策を継続的に実施している。社外有識者で構成される企業倫理委員会からも、社外の目で継続的に指導・助言をいただいている。</p> <p>なお、「リコール問題の社外弁護士調査」については、平成17年3月に完了し、社内処分と再発防止策をまとめて、国土交通省に最終回答として提出した。当中間連結会計期間も改善施策を継続的に実施し、実施状況については3ヶ月に一度国土交通省に報告している。</p>	<p>この状況を打開し、当社グループが再生を果たすためには、信頼回復に向けた活動を継続する一方で、収益改善を確実なものとするための追加対策が不可欠となったことから、新たな経営計画として「三菱自動車再生計画」を平成17年1月に策定した。</p> <p>この計画の主要項目及び当連結会計年度の進捗状況は次の通りである。</p> <p>1. 企業風土改革への取り組み</p> <p>信頼回復と企業風土改革は、当社グループが再生を果たすにあたっての最優先事項であり、CSR推進本部が中心となりコンプライアンス施策を着実に実行してきた。社外有識者で構成される企業倫理委員会からも、社外の目で継続的に指導・助言をいただいている。</p> <p>また、各社員は企業倫理セミナーを通して企業倫理に対する理解を深めており、社員による「企業倫理遵守に関する誓約書」の提出も完了した。</p> <p>なお、「リコール問題の社外弁護士調査」については、平成17年3月に完了し、社内処分と再発防止策をまとめて、国土交通省に最終回答として提出した。当連結会計年度も改善施策を継続的に実施し、実施状況については3ヶ月に一度国土交通省に報告している。</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>2. 「三菱自動車再生計画」の重点ポイント</p> <p>お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスまで お客様第一 商品の徹底的な信頼性の向上 事業戦略 下振れリスクを織り込んだ販売計画 他自動車会社との事業提携の積極的推進 過剰生産設備・販売体制の適正規模化(米国、豪州、日本) 資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確保 経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の構築</p> <p>3. 必達目標</p> <p>平成18年度での黒字化(連結当期純利益:80億円) 平成19年度での黒字体質定着化(連結当期純利益:410億円)</p>	<p>2. 「三菱自動車再生計画」の重点ポイント及び追加課題</p> <p>お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスまで お客様第一の実践 商品の徹底的な信頼性の向上 事業戦略 下振れリスクを織り込んだ事業計画 他自動車会社との事業提携の積極的推進 過剰生産設備・販売体制の適正規模化 資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確保 経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の構築 コンプライアンスの実践と浸透 [追加課題] 販売・売上計画を必達するための日本・北米をはじめとした世界各地での更なる営業力の強化 販売・製造・開発など全ての分野における徹底したコスト削減策の実施 グローバル生産体制の適正化 内部統制システムに基づくガバナンスの強化</p> <p>3. 必達目標</p> <p>平成18年度での黒字化(連結当期純利益:80億円) 平成19年度での黒字体質定着化(連結当期純利益:410億円)</p>	<p>2. 「三菱自動車再生計画」の重点ポイント及び追加課題</p> <p>お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスまで お客様第一の実践 商品の徹底的な信頼性の向上 事業戦略 下振れリスクを織り込んだ事業計画 他の自動車会社との事業提携の積極的推進 過剰生産設備・販売体制の適正規模化 資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確保 経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の構築 コンプライアンスの実践と浸透 [追加課題] 販売・売上計画を必達するための日本・北米をはじめとした世界各地での更なる営業力の強化 販売・製造・開発など全ての分野における徹底したコスト削減策の実施 グローバル生産体制の適正化 内部統制システムに基づくガバナンスの強化</p> <p>3. 必達目標</p> <p>平成18年度での黒字化(連結当期純利益:80億円) 平成19年度での黒字体質定着化(連結当期純利益:410億円)</p>

<p>平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>4.事業戦略</p> <p>(1)販売台数計画</p> <p>「三菱自動車再生計画」における販売台数計画は、現在の市場動向に基づき各地域で想定される下振れリスクを織り込み、確実に達成可能な目標として設定した。その結果、各年度につき事業再生計画で目標としていた販売台数を下回るが、平成19年度時点では平成15年度並みのレベルである150万台まで回復させていく。</p> <p>(2)商品戦略</p> <p>モータースポーツの位置付け 当社グループはモータースポーツを、クルマづくりの原点と位置付けている。ダカールラリーやWRCなどへの参加を通じて得られた技術やノウハウは、今後「スポーティ DNA」「SUV DNA」として全ての市販車にフィードバックし、安全性・耐久性はもとより、走行性・走破性を高めるというクルマづくりに取り組み、それを商品特徴として前面に出すことで、価値を高めていく。</p> <p>車種展開のさらなる効率化 台数規模の小さい地域専用車種を削減し、競争力の高いグローバル車種に経営資源を集中することで、開発・生産の効率化を図る。</p> <p>新車投入計画 過去4年間と比べ、各地域での新車投入数を大幅に増加させる。全ての地域において積極的な新車投入を行うことで、収益機会を拡大する。</p>	<p>4.事業戦略</p> <p>(1)販売台数計画</p> <p>「三菱自動車再生計画」における販売台数計画は、現在の市場動向に基づき各地域で想定される下振れリスクを織り込み、確実に達成可能な目標として設定した。平成19年度時点では平成15年度並みのレベルである150万台まで回復させていく。</p> <p>(2)商品戦略</p> <p>モータースポーツの位置付け 当社グループはモータースポーツを、クルマづくりの原点と位置付けている。ダカールラリーやWRCなどへの参加を通じて得られた技術やノウハウは、今後「スポーティ DNA」「SUV DNA」として全ての市販車にフィードバックし、安全性・耐久性はもとより、走行性・走破性を高めるというクルマづくりに取り組み、それを商品特徴として前面に出すことで、価値を高めていく。</p> <p>車種展開のさらなる効率化 台数規模の小さい地域専用車種を削減し、競争力の高いグローバル車種に経営資源を集中することで、開発・生産の効率化を図る。</p> <p>新車投入計画 平成17年度以降、各地域での新車投入数を大幅に増加させており、今後も全ての地域において積極的な新車投入を行うことで、収益機会を拡大する。</p>	<p>4.事業戦略</p> <p>(1)販売台数計画</p> <p>「三菱自動車再生計画」における販売台数計画は、現在の市場動向に基づき各地域で想定される下振れリスクを織り込み、確実に達成可能な目標として設定した。その結果、各年度につき事業再生計画で目標としていた販売台数を下回るが、平成19年度時点では平成15年度並みのレベルである150万台まで回復させていく。</p> <p>(2)商品戦略</p> <p>モータースポーツの位置付け 当社グループはモータースポーツを、クルマづくりの原点と位置付けている。ダカールラリーやWRCなどへの参加を通じて得られた技術やノウハウは、今後「スポーティ DNA」「SUV DNA」として全ての市販車にフィードバックし、安全性・耐久性はもとより、走行性・走破性を高めるというクルマづくりに取り組み、それを商品特徴として前面に出すことで、価値を高めていく。</p> <p>車種展開のさらなる効率化 台数規模の小さい地域専用車種を削減し、競争力の高いグローバル車種に経営資源を集中することで、開発・生産の効率化を図る。</p> <p>新車投入計画 過去4年間と比べ、各地域での新車投入数を大幅に増加させる。全ての地域において積極的な新車投入を行うことで、収益機会を拡大する。</p>

<p>平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(3)提携戦略 事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的提携の可能性を追求していく。具体的には、平成17年1月に発表した日産自動車への軽自動車のOEM供給拡大(年間3万6千台)に加え、プジョー・シトロエン・グループ(PSA)への乗用車のOEM供給についても平成17年7月に契約を締結した。 また、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについても今後追加で検討していく。</p> <p>(4)地域戦略 日本 販売会社を含めた安定的な利益体質の確立に向け、愛車無料点検340万台のお客様に対するフォロー施策・信頼回復策を販売会社と一体となって継続展開していくことに加え、販売ネットワークの再構築とアフターサービス事業の最大化を推進する。</p>	<p>(3)提携戦略 事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的提携の可能性を追求していく。具体的には、平成18年6月に、三菱重工業株式会社と欧州輸出車向け次世代ディーゼルエンジンの共同開発について合意し、また平成18年8月に日産自動車株式会社への軽乗用車のOEM供給を継続する契約を締結した。 引き続き、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについて検討していく。</p> <p>(4)地域戦略 日本 販売会社を含めた安定的な利益体質の確立に向け、保有ユーザーに対するフォロー施策・信頼回復策を販売会社と一体となって継続展開していくことに加え、アフターマーケット事業を強化するため、マーケット情報から企画・開発・販売までを一体化した子会社を平成18年7月に発足させた。商品企画から販売までのリードタイムを短縮し、マーケットニーズに対応した商品投入を推進する。</p>	<p>(3)提携戦略 事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的提携の可能性を追求していく。具体的には、平成17年5月に開始した日産自動車株式会社への軽自動車のOEM供給拡大に加え、プジョー・シトロエン・グループ(PSA)への新型SUVのOEM供給についても平成17年7月に契約を締結した。新型SUVは欧州市場に平成19年より導入予定である。 また、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについても今後さらに検討していく。</p> <p>(4)地域戦略 日本 販売会社を含めた安定的な利益体質の確立に向け、愛車無料点検340万台のお客様を中心とした全保有ユーザーに対するフォロー施策・信頼回復策を販売会社と一体となって継続展開していくことに加え、アフターマーケット専用補修部品の新ブランドを立ち上げることにより、販売ネットワークの再構築とアフターサービス事業の最大化を推進する。</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>北米 重点市場としての北米市場の位置付けは今後も変わらない。その北米市場において利益を出す体制を確立するため、経営体制を刷新し、新車の継続投入、フリート絞り込みなどを行うことによりブランドの再構築を図る。また、現地生産車の輸出拡大による稼働率向上も実現していく。</p> <p>北米事業の問題の発端となった販売金融事業については、メリルリンチへの保有金融資産の部分売却によりリスク低減を図るとともに、同社と共同出資により新会社を設立することで、お客様に競争力のある魅力的な金融商品を提供していく。</p> <p>欧州 事業性の確立という段階から成長のステージへ移行するべく、商品ラインナップの強化を軸に販売促進を図るとともに、経営体制、販売体制の強化を推進する。</p> <p>中国 重点市場の位置付けのもと、現地で強固な三菱ブランドを積極的に活用し、事業基盤を拡大していく。</p> <p>そのために資本提携強化を通じて三菱ブランド車を拡充するほか、販売網の整備・拡充を推し進める。また、エンジン合弁会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。</p>	<p>北米 北米市場において利益を出す体制を確立するため、米国子会社に当社の常務取締役を社長兼CEOとして派遣し、当社と同社がより緊密に連携を取り、機動的な対応が可能となるよう経営体制の強化を図った。</p> <p>北米事業の問題の発端となった販売金融事業については、メリルリンチへの保有金融資産の部分売却によりリスク低減を図るとともに、同社と共同出資により設立した新会社でお客様に競争力のある魅力的な金融商品を提供していく。</p> <p>欧州 事業性の確立という段階から成長のステージへ移行するべく、商品ラインナップの強化を軸に販売促進を図るとともに、経営体制、販売体制の強化を推進する。</p> <p>中国 重点市場の位置付けのもと、現地で強固な三菱ブランドを積極的に活用し、事業基盤を拡大していく。</p> <p>その具体策として、平成18年9月に中国の東南（福建）汽車工業有限公司への出資が完了した。これにより、中国におけるブランド戦略の強化、モデルラインの拡充を図る。</p> <p>また、エンジン合弁会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。</p>	<p>北米 重点市場としての北米市場の位置付けは今後も変わらない。その北米市場において利益を出す体制を確立するため、平成18年1月には、米国子会社に当社の常務取締役を社長兼CEOとして派遣し、当社と同社がより緊密に連携を取り、機動的な対応が可能となるよう経営体制の強化を図った。</p> <p>北米事業の問題の発端となった販売金融事業については、メリルリンチへの保有金融資産の部分売却によりリスク低減を図るとともに、同社と共同出資により新会社を設立することで、お客様に競争力のある魅力的な金融商品を提供していく。</p> <p>欧州 事業性の確立という段階から成長のステージへ移行するべく、商品ラインナップの強化を軸に販売促進を図るとともに、経営体制、販売体制の強化を推進する。</p> <p>中国 重点市場の位置付けのもと、現地で強固な三菱ブランドを積極的に活用し、事業基盤を拡大していく。</p> <p>そのために資本提携強化を通じて三菱ブランド車を拡充するほか、販売網の整備・拡充を推し進める。また、エンジン合弁会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。</p>

<p>平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>その他 アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。 豪州については、エンジン工場閉鎖、組立工場の規模縮小は予定通り進めていく。</p> <p>(5)コスト削減 人員計画 組織の見直し、業務効率化、業務プロセスの見直し、退職者の不補充などを実施した結果、人員計画は計画どおり進捗しており、当初目標が達成できる見通しである。今後もより一層の業務効率化を推進する。 資材費低減 販売台数減少及び原材料価格の高騰に起因する調達環境の悪化を踏まえ、平成18年度までの累計で約900億円レベル(平成15年度実績比)の低減を目指す。なお、目標金額は当初の「事業再生計画」に比べて下方修正となるが、削減率は当初の計画どおり15%削減を維持する。</p>	<p>その他 アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。</p> <p>(5)コスト削減 人員計画 組織の見直し、業務効率化、業務プロセスの見直し、退職者の不補充などを実施した結果、人員計画は計画どおり進捗しており、当初目標が達成できる見通しである。今後もより一層の業務効率化を推進していく。 資材費低減 販売台数減少及び原材料価格の高騰に起因する調達環境の悪化を踏まえ、平成18年度までの累計で約900億円レベル(平成15年度実績比)の低減を目指す。</p>	<p>その他 アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。 豪州については、平成17年8月にエンジン工場を閉鎖した。</p> <p>(5)コスト削減 人員計画 組織の見直し、業務効率化、業務プロセスの見直し、退職者の不補充などを実施した結果、人員計画は計画どおり進捗しており、当初目標が達成できる見通しである。今後もより一層の業務効率化を推進していく。 資材費低減 販売台数減少及び原材料価格の高騰に起因する調達環境の悪化を踏まえ、平成18年度までの累計で約900億円レベル(平成15年度実績比)の低減を目指す。なお、目標金額は当初の「事業再生計画」に比べて下方修正となるが、削減率は当初の計画どおり15%削減を維持する。</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>5. 企業理念と目指す方向 事業再生委員会のもと、若手社員が中心となり社内関係部門とともに議論を尽くし、様々な課題について検討してきた。企業の社会的責任を果たすために、当社グループの企業理念は何か、という経営の根幹を明確にした上で、各ステークホルダーに対し目指す方向を策定した。企業理念は「大切なお客様と社会のために、走る喜びと確かな安心を、こだわりをもって、提供し続けます。」とした。また、新しい企業コミュニケーションワードとして『クルマづくりの原点へ。』を社内公募の中から選定し、本年9月から使用している。</p> <p>6. 損益目標 以上の全ての施策を反映した結果、「三菱自動車再生計画」における平成18年度までの数値目標は、売上高、利益の各項目について、それぞれ事業再生計画にて掲げたものを下回り、平成17年度までは黒字化が難しい見通しである。しかしながら、利益面では平成16年度を底に改善し、平成18年度には連結当期純損益の黒字化、そして平成19年度には過去最高となる連結当期純利益410億円の達成を見込んでいる。</p>	<p>5. 企業理念と目指す方向 平成17年1月の「三菱自動車再生計画」発表とともに、当社の企業理念は「大切なお客様と社会のために、走る喜びと確かな安心を、こだわりをもって、提供し続けます。」とした。また、新しい企業コミュニケーションワードとして『クルマづくりの原点へ。』を社内公募の中から選定し、平成17年9月から使用している。</p> <p>6. 損益目標 以上の全ての施策に鋭意取り組んだ結果、平成17年度については、「三菱自動車再生計画」にて掲げた目標に対して1年前倒しで連結営業利益の黒字化を達成することができた。平成18年度には連結当期純損益の黒字化、そして平成19年度には過去最高となる連結当期純利益410億円の達成を見込んでいる。</p>	<p>5. 企業理念と目指す方向 事業再生委員会のもと、若手社員が中心となり社内関係部門とともに議論を尽くし、様々な課題について検討してきた。企業の社会的責任を果たすために、当社の企業理念は何か、という経営の根幹を明確にした上で、各ステークホルダーに対し目指す方向を策定した。企業理念は「大切なお客様と社会のために、走る喜びと確かな安心を、こだわりをもって、提供し続けます。」とした。また、新しい企業コミュニケーションワードとして『クルマづくりの原点へ。』を社内公募の中から選定し、平成17年9月から使用している。</p> <p>6. 損益目標 以上の全ての施策を反映した結果、「三菱自動車再生計画」における平成18年度までの数値目標は、売上高、利益の各項目について、それぞれ事業再生計画にて掲げたものを下回り、平成17年度までは連結営業利益を除き黒字化が達成できなかった。しかしながら、利益面では平成16年度を底に改善し、平成18年度には連結当期純損益の黒字化、そして平成19年度には過去最高となる連結当期純利益410億円の達成を見込んでいる。</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>7. 支援体制：資本・資金の増強</p> <p>(1) 資本増強策</p> <p>三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、平成16年度中に新たに総額2,842億円[三菱重工業株式会社:500億円、三菱商事株式会社:700億円、株式会社東京三菱銀行:1,540億円(うち債務の株式化540億円)、三菱信託銀行株式会社:102億円(全額債務の株式化)]の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。</p> <p>なお、三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社東京三菱銀行による当社持株比率は、平成17年9月30日現在で約31%となっている。</p> <p>今後、三菱重工業株式会社が保有する優先株式の転換により、同社(子会社含む)の当社持株比率は15%超となる見通しであるため、当社は平成17年度中に、同社の持分法適用会社となる見込みである。</p> <p>(2) 借入等の計画</p> <p>借入を中心に総額2,700億円の資金の調達を計画している。このうち新規借入となるのは2,400億円であり(うち300億円は平成16年度中に実行済)、残りの300億円については、平成17年度に三菱商事株式会社に当社グループ事業用資産の買い取りまたは増資を実施していただくことによる調達となる。</p>	<p>7. 支援体制：資本・資金の増強</p> <p>(1) 資本増強策</p> <p>三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、「三菱自動車再生計画」に基づき平成16年度中に総額2,842億円の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。また、平成18年1月には、300億円の優先株式発行による第三者割当増資を実施した。</p> <p>三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行による当社グループ持株比率は、平成18年9月30日現在で約34%である。また、三菱重工業株式会社が保有する優先株式の転換により、同社(子会社含む)の当社グループ持株比率は15%超となったため、当社グループは平成17年度下期から、同社の持分法適用会社となった。</p> <p>(2) 借入等の計画</p> <p>平成17年1月に策定した「三菱自動車再生計画」では、総額2,400億円の新規借入を計画したが、これまでの連結キャッシュ・フロー実績が計画比上振れていることから、800億円弱の調達で済んでいる。今後の調達については、年度毎の資金繰り見通しを睨みながら、「三菱自動車再生計画」達成に必要な資金を調達していく予定である。</p>	<p>7. 支援体制：資本・資金の増強</p> <p>(1) 資本増強策</p> <p>三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、「三菱自動車再生計画」に基づき平成16年度中に総額2,842億円[三菱重工業株式会社:500億円、三菱商事株式会社:700億円、株式会社三菱東京UFJ銀行:1,540億円(うち債務の株式化540億円)、三菱UFJ信託銀行株式会社:102億円(全額債務の株式化)]の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。また、平成18年1月には、三菱商事株式会社を引受先とする300億円の優先株式発行による第三者割当増資を実施した。</p> <p>三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行による当社グループ持株比率は、平成18年3月31日現在で約34%である。また、三菱重工業株式会社が保有する優先株式の転換により、同社(子会社含む)の当社グループ持株比率は15%超となったため、当社グループは平成17年度下期から、同社の持分法適用会社となった。</p> <p>(2) 借入等の計画</p> <p>平成17年1月に策定した「三菱自動車再生計画」では、総額2,400億円の新規借入を計画した。実際の調達も順調に進み、平成17年度末までに700億円の新規借入を完了した。今後の調達については、これまでの連結キャッシュ・フロー実績が計画比上振れていることから、年度毎の資金繰り見通しを睨みながら、「三菱自動車再生計画」達成に必要な資金を調達していく予定である。</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(3)資金使途</p> <p>これらの資本増強・資金調達策により得る総額4,900億円(債務の株式化642億円を除く)の資金は、当社グループが「三菱自動車再生計画」を必達するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。</p> <p>また、当社グループは「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を設置している。</p> <p>当中間連結会計期間の業績は、前年同期比で売上高は減少したものの、損益面では大幅な改善となったことから、3カ年の再生計画の初年度として、堅実なスタートを切ることができたと判断している。</p> <p>しかしながら、当社グループが依然厳しい状況下にあることには変わりはなく、下期がまさに正念場であるとの認識のもと、全員で全力をあげて目標を達成する所存である。</p> <p>従って、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。</p>	<p>(3)資金使途</p> <p>これらの資本増強・資金調達策により得る資金は、当社グループが「三菱自動車再生計画」を必達するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。</p> <p>また、当社グループは平成17年4月に「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を新たに設置した。同委員会は社外有識者並びに三菱グループ主要株主より構成され、「三菱自動車再生計画」の進捗をフォロー頂き、必要な助言を頂いている。</p> <p>当中間連結会計期間の業績は、営業損益、経常損益、中間純損益の全項目において、平成18年4月27日の平成17年度決算発表時に公表した当中間連結会計期間の連結業績予想を上回る結果となった。</p> <p>当社グループは、国内外におけるすべての当社グループ事業並びに財務の両面にわたる再建を確実にするため、三菱グループ3社(三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行)の協力を得ながら策定し、平成17年1月に公表した「三菱自動車再生計画」をすべての役員及び従業員が力を合わせ全力で実行していく所存である。</p> <p>従って、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。</p>	<p>(3)資金使途</p> <p>これらの資本増強・資金調達策により得る総額4,900億円(債務の株式化642億円を除く)の資金は、当社グループが「三菱自動車再生計画」を必達するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。</p> <p>また、当社グループは平成17年4月に「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を新たに設置した。同委員会は社外有識者並びに三菱グループ主要株主より構成され、「三菱自動車再生計画」の進捗をフォロー頂き、必要な助言を頂いている。</p> <p>当連結会計年度の業績は、事業戦略、資本・資金の増強及び経営実行力の強化などの諸施策に鋭意取り組んだ結果、連結営業利益については当初計画より1年前倒して黒字となった。一方、連結当期純利益については、日本での減損損失に加え、販売の回復に時間を要している米国・豪州での追加減損損失処理の実施、及び構造改革損失などを特別損失として計上した結果、平成17年11月10日中間決算公表時の当連結会計年度の連結業績予想値を下回ったが、個別事業の健全化を図り、平成18年度以降の「体質の強化・転換」に資するものと考えている。</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>当社グループは、国内外におけるすべての当社グループ事業並びに財務の両面にわたる再建を確実にするため、三菱グループ3社（三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行）の協力を得ながら策定し、平成17年1月に公表した「三菱自動車再生計画」をすべての役員及び従業員が力を合わせ全力で実行していく所存である。</p> <p>従って、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数は104社である。</p> <p>主要な会社名は次のとおりである。</p> <p>東京三菱自動車販売株式会社 東京三菱自動車部品販売株式会社 パジェロ製造株式会社 三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク 三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ 三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド 他</p> <p>(注) 東京三菱自動車部品販売株式会社は平成17年10月1日より、関東三菱自動車部品販売株式会社へ合併。</p> <p>異動の状況</p> <p>新規連結 1社</p> <p>・新規設立 エムエムシーイー・サービズ・エルエルシー</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数は92社である。</p> <p>主要な会社名は次のとおりである。</p> <p>東京三菱自動車販売株式会社 関東三菱自動車部品販売株式会社 パジェロ製造株式会社 三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク 三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ 三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド 他</p> <p>異動の状況</p> <p>新規連結 1社</p> <p>・主たる事業の関連性及び相対的重要性の観点から新規連結とした子会社 名古屋三菱自動車販売株式会社</p> <p>(注) 名古屋三菱自動車販売株式会社は、平成18年5月1日にMMC マネジメント株式会社から商号変更。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数は98社である。</p> <p>主要な会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略している。</p> <p>異動の状況</p> <p>新規連結 4社</p> <p>・新規設立 エムエムシーイー・サービズ・エルエルシー 他1社</p> <p>・株式買取により子会社となった会社 伊予三菱自動車販売株式会社 他1社</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>連結除外 9社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併により除外した会社 河南三菱自動車販売株式会社 他1社 ・主たる事業の関連性及び相対的重要性の観点から連結の範囲から除外した子会社 コラート・オートモティブ・カンパニー・リミテッド 他2社 ・清算終了により除外した会社 エムエムシーイー・オート・オーナー・トラスト2003-A 他3社 <p>(2) 主要な非連結子会社の名称は次のとおりである。 株式会社三菱自動車フットボールクラブ 株式会社ジン 他</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 上記を含む非連結子会社は総資産・売上高・中間純損益及び利益剰余金等がいずれも小規模であり全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除いている。</p>	<p>連結除外 7社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併により除外した会社 西鳥取三菱自動車販売株式会社 他4社 ・株式売却により持分法適用関連会社へ異動した会社 エムエムシー・オートモビルズ・エスパーニャ・エス・イー ・株式売却により除外した会社 スリフティー(オーストラリア)・ピーティーワイ・リミテッド <p>(2) 主要な非連結子会社の名称は次のとおりである。 株式会社三菱自動車フットボールクラブ 三菱自動車教育センター株式会社 他</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 上記を含む非連結子会社は総資産・売上高・中間純損益及び利益剰余金等がいずれも小規模であり全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除いている。</p>	<p>連結除外 18社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併により除外した会社 河南三菱自動車販売株式会社 他5社 ・株式売却により除外した会社 仙台三菱自動車販売株式会社 他1社 ・主たる事業の関連性及び相対的重要性の観点から連結の範囲から除外した子会社 大分三菱自動車販売株式会社 他3社 ・清算終了により除外した会社 エムエムシーイー・オート・オーナー・トラスト2003-A 他5社 <p>(2) 主要な非連結子会社の名称は次のとおりである。 株式会社三菱自動車フットボールクラブ 三菱自動車教育センター株式会社 他</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 上記を含む非連結子会社は総資産・売上高・当期純損益及び利益剰余金等がいずれも小規模であり全体としても連結財務諸表に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除いている。</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社の数は14社である。 主要な会社名は次のとおりである。 エムエムシーイー・リテイル・エス・エー、ディーエーダブリュー・フランクフルト・ジーエムピーエイチ 他</p> <p>異動の状況</p> <p>持分法新規適用 3社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる事業の関連性及び相対的重要性の観点から連結子会社より異動した会社 コラート・オートモティブ・カンパニー・リミテッド 他2社 <p>持分法適用除外 3社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式売却により除外した会社 エムエムシー・セントロ・オートモション・セビーリャ・エスエイ ・合併により除外した会社 ディアマンテ・アウトヴェルト・ゲーエムベーハー 他1社 <p>(2) 持分法を適用した関連会社の数は27社である。 主要な会社名は次のとおりである。 三菱オートクレジット・リース株式会社 ビー・ティー・ミツビシ・クラマ・ユダ・モーターズ・アンド・マニユファクチュアリング ビナ・スター・モーターズ・コーポレーション 他</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社の数は11社である。 主要な会社名は次のとおりである。 ディーエーダブリュー・フランクフルト・ジーエムピーエイチ 他</p> <p>異動の状況</p> <p>持分法適用除外 3社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式売却により除外した会社 エムエムシーイー・リテイル・エス・エー 他2社 <p>(2) 持分法を適用した関連会社の数は20社である。 主要な会社名は次のとおりである。 三菱オートクレジット・リース株式会社 ビー・ティー・ミツビシ・クラマ・ユダ・モーターズ・アンド・マニユファクチュアリング ビナ・スター・モーターズ・コーポレーション 他</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社の数は14社である。 主要な会社名は次のとおりである。 エムエムシーイー・リテイル・エス・エー、ディーエーダブリュー・フランクフルト・ジーエムピーエイチ 他</p> <p>異動の状況</p> <p>持分法新規適用 3社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる事業の関連性及び相対的重要性の観点から連結子会社より異動した会社 コラート・オートモティブ・カンパニー・リミテッド 他2社 <p>持分法適用除外 3社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式売却により除外した会社 エムエムシー・セントロ・オートモション・セビーリャ・エスエイ ・合併により除外した会社 ディアマンテ・アウトヴェルト・ジーエムピーエイチ 他1社 <p>(2) 持分法を適用した関連会社の数は24社である。 主要な会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略している。</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(3)持分法を適用しない主要な会社名は次のとおりである。</p> <p>(非連結子会社) 株式会社三菱自動車フットボールクラブ 他</p> <p>(関連会社) 株式会社リョーイン 他</p> <p>(持分法を適用していない理由) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は中間純損益・利益剰余金等に関していずれも小規模であり、全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を与えていないため持分法を適用していない。</p>	<p>異動の状況</p> <p>持分法新規適用 1社</p> <p>・株式売却により連結子会社より異動した会社 エムエムシー・オートモビ ールズ・エスパーニャ・エ ス・エー</p> <p>持分法適用除外 5社</p> <p>・株式売却により除外した会社 エムディシー・パワー・ジ ーエムビーエイチ 他4社</p> <p>(3)持分法を適用しない主要な会社名は次のとおりである。</p> <p>(非連結子会社) 株式会社三菱自動車フットボールクラブ 他</p> <p>(関連会社) 株式会社平安製作所 他</p> <p>(持分法を適用していない理由) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は中間純損益・利益剰余金等に関していずれも小規模であり、全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を与えていないため持分法を適用していない。</p>	<p>異動の状況</p> <p>持分法適用除外 3社</p> <p>・株式買取により連結子会社へ異動した会社 伊予三菱自動車販売株式会 社 他1社</p> <p>・株式売却により除外した会社 ネーションワイド・ディス トリビューション・サービ ス(タイランド)・カンパ ニー・リミテッド</p> <p>(3)持分法を適用しない主要な会社名は次のとおりである。</p> <p>(非連結子会社) 株式会社三菱自動車フットボールクラブ 他</p> <p>(関連会社) 株式会社平安製作所 他</p> <p>(持分法を適用していない理由) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は当期純損益・利益剰余金等に関していずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を与えていないため持分法を適用していない。</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>海外連結子会社のうち中間決算日(6月30日)が連結中間決算日(9月30日)と異なる連結子会社三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ピー・ブイ、ネザールズ・カー・ピー・ブイ、エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザールズ)・ピー・ブイ、三菱・モーターズ・フィリピンズ・コーポレーション、三菱・モーターズ(タイランド)・カンパニー・リミテッド等の22社については、9月30日に仮決算を行い、連結している。</p>	<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>海外連結子会社のうち中間決算日(6月30日)が連結中間決算日(9月30日)と異なる連結子会社三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ピー・ブイ、ネザールズ・カー・ピー・ブイ、エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザールズ)・ピー・ブイ、三菱・モーターズ・フィリピンズ・コーポレーション、三菱・モーターズ(タイランド)・カンパニー・リミテッド等の20社については、9月30日に仮決算を行い、連結している。</p>	<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>海外連結子会社のうち決算日(12月31日)が連結決算日(3月31日)と異なる連結子会社三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ピー・ブイ、ネザールズ・カー・ピー・ブイ、エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザールズ)・ピー・ブイ、三菱・モーターズ・フィリピンズ・コーポレーション、三菱・モーターズ(タイランド)・カンパニー・リミテッド等の21社については、3月31日に仮決算を行い、連結している。</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) その他の有価証券 時価のあるもの 中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>デリバティブ 時価法(特例処理をした金利スワップを除く)</p> <p>たな卸資産 中間連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法、または個別法による原価法を採用し、在外連結子会社は主として個別法による低価法を採用している。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 満期保有目的の債券 同 左 その他の有価証券 時価のあるもの 中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している) 時価のないもの 同 左</p> <p>デリバティブ 同 左</p> <p>たな卸資産 同 左</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 満期保有目的の債券 同 左 その他の有価証券 時価のあるもの 当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している) 時価のないもの 同 左</p> <p>デリバティブ 同 左</p> <p>たな卸資産 連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法、または個別法による原価法を採用し、在外連結子会社は主として個別法による低価法を採用している。</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>中間連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、主として定率法または定額法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。</p> <p>なお、耐用年数については、中間連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は法人税法に規定する基準と同一の基準によっている。在外連結子会社は使用見込年数を耐用年数としている。</p>	<p>(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>中間連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、主として定率法または定額法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。</p> <p>なお、耐用年数については、中間連結財務諸表提出会社は見積耐用年数を使用し、国内連結子会社は法人税法に規定する基準と同一の基準によっている。在外連結子会社は使用見込年数を耐用年数としている。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、中間連結財務諸表提出会社は有形固定資産の耐用年数を法人税法に規定する基準と同一の基準によっていたが、「三菱自動車再生計画」に基づく生産集約化、プラットフォーム(車台)数の削減・共通化により生産の安定化が見込まれる等の事業環境の変化に伴い今後見積もられる耐用年数を検討した結果、工具器具備品に含まれる金型及び購入品金型について、従来採用していた耐用年数との乖離が著しいことが明らかになった。</p> <p>このため、当中間連結会計期間から今後の使用可能予測期間である見積耐用年数を採用することとした。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比較して、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失が2,456百万円それぞれ減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>	<p>(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、主として定率法または定額法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。</p> <p>なお、耐用年数については、連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は法人税法に規定する基準と同一の基準によっている。在外連結子会社は使用見込年数を耐用年数としている。</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>無形固定資産 中間連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。在外連結子会社は主として利用可能期間に基づく定額法を採用している。</p> <p>(3)重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>製品保証引当金 中間連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。在外連結子会社は製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。</p>	<p>無形固定資産 同 左</p> <p>(3)重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同 左</p> <p>製品保証引当金 同 左</p>	<p>無形固定資産 連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。在外連結子会社は主として利用可能期間に基づく定額法を採用している。</p> <p>(3)重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同 左</p> <p>製品保証引当金 連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。在外連結子会社は製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>会計基準変更時差異は、退職給付に係る会計基準の適用初年度（平成12年度）において全額費用処理している。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～17年）による定額法により費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～21年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>会計基準変更時差異は、退職給付に係る会計基準の適用初年度（平成12年度）において全額費用処理している。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～21年）による定額法により費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～21年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。</p> <p>会計基準変更時差異は、退職給付に係る会計基準の適用初年度（平成12年度）において全額費用処理している。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～21年）による定額法により費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～21年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>当連結会計年度から、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用している。これによる損益に与える影響は軽微である。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づき、当中間連結会計期間末要支給額を計上している。</p> <p>(4)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、在外子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。</p> <p>(5)重要なリース取引の処理方法 中間連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社については通常の売買取引に準じた会計処理によっている。</p>	<p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づき、当中間連結会計期間末要支給額を計上していたが、役員退職慰労金制度の廃止及び引当金の一部取崩の決定により、新規繰入は行っておらず、当中間連結会計期間末における役員退職慰労引当金残高は当該決定以前に対応する支給予定額である。</p> <p>(4)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、在外子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めている。</p> <p>(5)重要なリース取引の処理方法 同 左</p>	<p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づき、当連結会計年度末要支給額を計上している。</p> <p>(4)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、在外子会社等の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。</p> <p>(5)重要なリース取引の処理方法 連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社については通常の売買取引に準じた会計処理によっている。</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(6)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理 によっている。なお、特例 処理の要件を満たしている 金利スワップについては特 例処理によっている。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 当中間連結会計期間にヘッ ジ会計を適用したヘッジ手 段とヘッジ対象は以下のと おりである。</p> <p>a.ヘッジ手段 ...為替予約 ヘッジ対象 ...製品輸出による 外貨建売上債権 (予定取引に係 るもの)</p> <p>b.ヘッジ手段 ...金利スワップ ヘッジ対象 ...借入金利息</p> <p>c.ヘッジ手段 ...金利スワップ ヘッジ対象 ...社債利息</p> <p>ヘッジ方針 通常の営業取引により発生 する外貨建金銭債権債務に 係る将来の為替相場の変動 によるリスクを回避するた め、また借入金等に係わる 金利変動リスク回避のため にヘッジを行っている。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 為替予約についてはキャッ シュ・フローを完全に固定 するものである。 なお、特例処理による金利 スワップについては、その 要件を満たしていること についての確認をもって有効 性の判定に代えている。</p>	<p>(6)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法 同 左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>ヘッジ方針 同 左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同 左</p>	<p>(6)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法 同 左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 当連結会計年度にヘッジ会 計を適用したヘッジ手段と ヘッジ対象は以下のとおり である。 同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>ヘッジ方針 同 左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同 左</p>

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(7)その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。</p> <p>繰延資産の処理方法 新株発行費は支出時に全額費用として処理している。</p> <p>割賦販売利益の計上基準 一部の連結子会社では割賦基準を採用している。</p> <p>連結納税制度の適用 連結納税制度を適用している。</p> <p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資である。</p>	<p>(7)その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理 同 左</p> <p>繰延資産の処理方法 株式交付費は支出時に全額費用として処理している。</p> <p>割賦販売利益の計上基準 同 左</p> <p>連結納税制度の適用 同 左</p> <p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同 左</p>	<p>(7)その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理 同 左</p> <p>繰延資産の処理方法 社債発行費及び新株発行費は支出時に全額費用として処理している。</p> <p>割賦販売利益の計上基準 同 左</p> <p>連結納税制度の適用 同 左</p> <p>5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同 左</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間連結会計期間から、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用している。 これにより税金等調整前中間純損失は21,945百万円増加している。 なお、減損損失累計額については、改正後の中間連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除している。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、254,093百万円である。 なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成している。 (企業結合に係る会計基準) 当中間連結会計期間から、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用している。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度から、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用している。 これにより税金等調整前当期純損失は、26,176百万円増加している。 セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載している。 なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除している。 また、一部の在外連結子会社において減損損失を計上しているが、その所在国における会計基準に基づき従来から固定資産の減損会計を適用しているため、上記の影響額には含まれてない。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

平成17年度中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,313,204百万円</p> <p>2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産(工場財団は除く)は以下のとおりである。 受取手形及び売掛金 17,309百万円 販売金融債権及び 長期販売金融債権 24,159百万円 たな卸資産 59,359百万円 有形固定資産 212,235百万円 長期債権売却留保額 39,462百万円 その他(注1) 63,728百万円</p> <hr/> <p>計 416,254百万円</p> <p>(注1) 未収入金587百万円について、 有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。</p> <p>財団抵当に供している資産は以下のとおりである。 中間連結財務諸表提出会社 岡崎工場財団 建物及び構築物 11,453百万円 機械装置及び 運搬具 4,509百万円 土地 985百万円</p> <hr/> <p>計 16,949百万円</p> <p>水島工場財団(注2) 建物及び構築物 5,280百万円 機械装置及び 運搬具 22,159百万円 土地 2,008百万円</p> <hr/> <p>計 29,448百万円</p> <p>(注2) 子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイのリース取引先EQUUS Leasing B.V.の国際協力銀行からの債務15,600百万円に対し、抵当権を設定する契約を締結している。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,264,947百万円</p> <p>2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産(工場財団は除く)は以下のとおりである。 受取手形及び売掛金 15,760百万円 販売金融債権及び 長期販売金融債権 62,516百万円 たな卸資産 58,684百万円 有形固定資産 195,154百万円 長期債権売却留保額 19,998百万円 その他(注1) 112,039百万円</p> <hr/> <p>計 464,154百万円</p> <p>(注1) 未収入金888百万円について、 有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。また、投資有価証券46百万円について、水島エコワークス株式会社の借入金に対して担保を供している。</p> <p>財団抵当に供している資産は以下のとおりである。 中間連結財務諸表提出会社 岡崎工場財団 建物及び構築物 12,100百万円 機械装置及び 運搬具 5,897百万円 土地 985百万円</p> <hr/> <p>計 18,984百万円</p> <p>水島工場財団(注2) 建物及び構築物 9,326百万円 機械装置及び 運搬具 40,200百万円 土地 2,008百万円</p> <hr/> <p>計 51,535百万円</p> <p>(注2) 子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイのリース取引会社EQUUS Leasing B.V.の国際協力銀行からの債務のうち、13,584百万円に対して水島工場財団に抵当権を設定している。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,260,506百万円</p> <p>2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産(工場財団は除く)は以下のとおりである。 受取手形及び売掛金 14,129百万円 販売金融債権及び 長期販売金融債権 32,080百万円 たな卸資産 55,956百万円 有形固定資産 202,777百万円 長期債権売却留保額 28,182百万円 その他(注1) 56,767百万円</p> <hr/> <p>計 389,894百万円</p> <p>(注1) 未収入金687百万円について、 有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。</p> <p>財団抵当に供している資産は以下のとおりである。 連結財務諸表提出会社 岡崎工場財団 建物及び構築物 11,038百万円 機械装置及び 運搬具 4,124百万円 土地 985百万円</p> <hr/> <p>計 16,148百万円</p> <p>水島工場財団(注2) 建物及び構築物 5,375百万円 機械装置及び 運搬具 25,704百万円 土地 2,008百万円</p> <hr/> <p>計 33,088百万円</p> <p>(注2) 子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイのリース取引会社EQUUS Leasing B.V.の国際協力銀行からの債務のうち、15,600百万円に対して水島工場財団に抵当権を設定している。</p>

平成17年度中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
<p>京都工場財団</p> <p>建物及び構築物 7,612百万円</p> <p>機械装置及び 運搬具 14,837百万円</p> <p>土地 2,140百万円</p> <hr/> <p>計 24,591百万円</p> <p>滋賀工場財団</p> <p>建物及び構築物 3,370百万円</p> <p>機械装置及び 運搬具 11,391百万円</p> <p>土地 3,859百万円</p> <hr/> <p>計 18,621百万円</p> <p>連結子会社(パジェロ製造株式会社)</p> <p>建物及び構築物 3,171百万円</p> <p>機械装置及び 運搬具 2,141百万円</p> <p>土地 1,540百万円</p> <hr/> <p>計 6,853百万円</p> <p>連結子会社(水菱プラスチック株式 会社)</p> <p>建物及び構築物 1,089百万円</p> <p>機械装置及び 運搬具 1,134百万円</p> <p>土地 194百万円</p> <hr/> <p>計 2,417百万円</p> <p>担保付債務は次のとおりである。</p> <p>短期借入金及び 長期借入金 303,407百万円</p>	<p>京都工場財団</p> <p>建物及び構築物 7,126百万円</p> <p>機械装置及び 運搬具 11,974百万円</p> <p>土地 2,275百万円</p> <hr/> <p>計 21,376百万円</p> <p>滋賀工場財団</p> <p>建物及び構築物 3,096百万円</p> <p>機械装置及び 運搬具 9,518百万円</p> <p>土地 3,859百万円</p> <hr/> <p>計 16,474百万円</p> <p>連結子会社(パジェロ製造株式会社)</p> <p>建物及び構築物 2,955百万円</p> <p>機械装置及び 運搬具 2,443百万円</p> <p>土地 1,540百万円</p> <hr/> <p>計 6,939百万円</p> <p>連結子会社(水菱プラスチック株式 会社)</p> <p>建物及び構築物 948百万円</p> <p>機械装置及び 運搬具 1,369百万円</p> <p>土地 194百万円</p> <hr/> <p>計 2,512百万円</p> <p>担保付債務は次のとおりである。</p> <p>短期借入金及び 長期借入金 334,267百万円</p>	<p>京都工場財団</p> <p>建物及び構築物 7,347百万円</p> <p>機械装置及び 運搬具 13,622百万円</p> <p>土地 2,275百万円</p> <hr/> <p>計 23,244百万円</p> <p>滋賀工場財団</p> <p>建物及び構築物 3,251百万円</p> <p>機械装置及び 運搬具 10,599百万円</p> <p>土地 3,859百万円</p> <hr/> <p>計 17,710百万円</p> <p>連結子会社(パジェロ製造株式会社)</p> <p>建物及び構築物 3,181百万円</p> <p>機械装置及び 運搬具 2,130百万円</p> <p>土地 1,540百万円</p> <hr/> <p>計 6,851百万円</p> <p>連結子会社(水菱プラスチック株式 会社)</p> <p>建物及び構築物 1,053百万円</p> <p>機械装置及び 運搬具 1,248百万円</p> <p>土地 194百万円</p> <hr/> <p>計 2,496百万円</p> <p>担保付債務は次のとおりである。</p> <p>短期借入金 87,729百万円</p> <p>1年以内に返済予 定の長期借入金 71,270百万円</p> <p>長期借入金 137,692百万円</p> <hr/> <p>計 296,692百万円</p> <p>3. 非連結子会社・関連会社の株式及び非 連結子会社・関連会社に対する出資金 の額</p> <p>投資有価証券 27,092百万円</p> <p>その他(投資その他の 資産) 9,302百万円</p>
<p>3. 非連結子会社・関連会社の株式及び非 連結子会社・関連会社に対する出資金 の額</p> <p>投資有価証券 29,432百万円</p> <p>その他(投資その他の 資産) 9,152百万円</p>	<p>3. 非連結子会社・関連会社の株式及び非 連結子会社・関連会社に対する出資金 の額</p> <p>投資有価証券 28,596百万円</p> <p>その他(投資その他の 資産) 20,021百万円</p>	<p>3. 非連結子会社・関連会社の株式及び非 連結子会社・関連会社に対する出資金 の額</p> <p>投資有価証券 27,092百万円</p> <p>その他(投資その他の 資産) 9,302百万円</p>

[次へ](#)

平成17年度中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)																																																																										
<p>4. 保証債務等</p> <p>(1) 保証債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証金額 (百万円)</th> <th>被保証債務 の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td>4,247</td> <td>「社員財形 住宅貸金」 等に係る銀 行借入金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,859</td> <td>銀行借入金 他</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,106</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保証債務に準ずる債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>対象金額 (百万円)</th> <th>対象債務の 内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーグル・ウ ィングス・イ ンダストリー ズ・インク</td> <td>3,367</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,367</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金から7,075百万円、販売金融債権及び長期販売金融債権から200,844百万円除かれている。</p> <p>6. 当中間連結会計期間末のその他(固定負債)には、連結調整勘定347百万円が含まれている。</p>	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務 の内容	従業員	4,247	「社員財形 住宅貸金」 等に係る銀 行借入金	その他	5,859	銀行借入金 他	計	10,106		対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の 内容	イーグル・ウ ィングス・イ ンダストリー ズ・インク	3,367	銀行借入金	計	3,367		<p>4. 保証債務等</p> <p>(1) 保証債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証金額 (百万円)</th> <th>被保証債務 の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td>3,526</td> <td>「社員財形 住宅貸金」 等に係る銀 行借入金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,678</td> <td>銀行借入金 他</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,205</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保証債務に準ずる債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>対象金額 (百万円)</th> <th>対象債務の 内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーグル・ウ ィングス・イ ンダストリー ズ・インク</td> <td>3,080</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,080</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金から6,390百万円、販売金融債権及び長期販売金融債権から65,422百万円除かれている。</p> <p>6. 当中間連結会計期間末の無形固定資産には、のれん1,979百万円が含まれている。</p> <p>7. 当中間連結会計期間末日は金融機関が休日のため、当中間連結会計期間末残高には当中間連結会計期間末日が満期日または決済日の債権・債務が含まれており、そのうち主なものは次のとおりである。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取手形及び売掛金</td> <td>7,205百万円</td> </tr> <tr> <td>未収入金及び未収収益</td> <td>742百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形及び買掛金</td> <td>38,739百万円</td> </tr> <tr> <td>未払金及び未払費用</td> <td>2,302百万円</td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務 の内容	従業員	3,526	「社員財形 住宅貸金」 等に係る銀 行借入金	その他	1,678	銀行借入金 他	計	5,205		対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の 内容	イーグル・ウ ィングス・イ ンダストリー ズ・インク	3,080	銀行借入金	計	3,080		受取手形及び売掛金	7,205百万円	未収入金及び未収収益	742百万円	支払手形及び買掛金	38,739百万円	未払金及び未払費用	2,302百万円	<p>4. 保証債務等</p> <p>(1) 保証債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証金額 (百万円)</th> <th>被保証債務 の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピーティー・ ミツビシ・ク ラマ・ユダ・ モーターズ・ アンド・マニ ユファクチュ アリング</td> <td>163</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>3,931</td> <td>「社員財形 住宅貸金」 等に係る銀 行借入金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,179</td> <td>銀行借入金 他</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,274</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保証債務に準ずる債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>対象金額 (百万円)</th> <th>対象債務の 内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーグル・ウ ィングス・イ ンダストリー ズ・インク</td> <td>3,215</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,215</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金から12,359百万円、販売金融債権及び長期販売金融債権から115,214百万円除かれている。</p> <p>6. 当連結会計年度末の無形固定資産には、連結調整勘定361百万円が含まれている。</p>	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務 の内容	ピーティー・ ミツビシ・ク ラマ・ユダ・ モーターズ・ アンド・マニ ユファクチュ アリング	163	銀行借入金	従業員	3,931	「社員財形 住宅貸金」 等に係る銀 行借入金	その他	1,179	銀行借入金 他	計	5,274		対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の 内容	イーグル・ウ ィングス・イ ンダストリー ズ・インク	3,215	銀行借入金	計	3,215	
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務 の内容																																																																										
従業員	4,247	「社員財形 住宅貸金」 等に係る銀 行借入金																																																																										
その他	5,859	銀行借入金 他																																																																										
計	10,106																																																																											
対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の 内容																																																																										
イーグル・ウ ィングス・イ ンダストリー ズ・インク	3,367	銀行借入金																																																																										
計	3,367																																																																											
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務 の内容																																																																										
従業員	3,526	「社員財形 住宅貸金」 等に係る銀 行借入金																																																																										
その他	1,678	銀行借入金 他																																																																										
計	5,205																																																																											
対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の 内容																																																																										
イーグル・ウ ィングス・イ ンダストリー ズ・インク	3,080	銀行借入金																																																																										
計	3,080																																																																											
受取手形及び売掛金	7,205百万円																																																																											
未収入金及び未収収益	742百万円																																																																											
支払手形及び買掛金	38,739百万円																																																																											
未払金及び未払費用	2,302百万円																																																																											
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務 の内容																																																																										
ピーティー・ ミツビシ・ク ラマ・ユダ・ モーターズ・ アンド・マニ ユファクチュ アリング	163	銀行借入金																																																																										
従業員	3,931	「社員財形 住宅貸金」 等に係る銀 行借入金																																																																										
その他	1,179	銀行借入金 他																																																																										
計	5,274																																																																											
対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の 内容																																																																										
イーグル・ウ ィングス・イ ンダストリー ズ・インク	3,215	銀行借入金																																																																										
計	3,215																																																																											

(中間連結損益計算書関係)

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	平成17年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																														
<p>1. 固定資産売却益の内訳は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>190百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>679百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>217百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,112百万円</td> </tr> </table>	土地	190百万円	建物及び構築物	679百万円	機械装置及び運搬具	217百万円	その他	25百万円	計	1,112百万円	<p>1. 固定資産売却益の内訳は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>132百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>175百万円</td> </tr> </table>	土地	27百万円	建物及び構築物	8百万円	機械装置及び運搬具	132百万円	その他	7百万円	計	175百万円	<p>1. 固定資産売却益の内訳は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>2,601百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>2,836百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>533百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,997百万円</td> </tr> </table>	土地	2,601百万円	建物及び構築物	2,836百万円	機械装置及び運搬具	533百万円	その他	26百万円	計	5,997百万円
土地	190百万円																															
建物及び構築物	679百万円																															
機械装置及び運搬具	217百万円																															
その他	25百万円																															
計	1,112百万円																															
土地	27百万円																															
建物及び構築物	8百万円																															
機械装置及び運搬具	132百万円																															
その他	7百万円																															
計	175百万円																															
土地	2,601百万円																															
建物及び構築物	2,836百万円																															
機械装置及び運搬具	533百万円																															
その他	26百万円																															
計	5,997百万円																															
<p>2. 固定資産売却損の内訳は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>42百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>71百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>96百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>49百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>259百万円</td> </tr> </table>	土地	42百万円	建物及び構築物	71百万円	機械装置及び運搬具	96百万円	その他	49百万円	計	259百万円	<p>2. 固定資産売却損の内訳は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>141百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>145百万円</td> </tr> </table>	機械装置及び運搬具	141百万円	その他	3百万円	計	145百万円	<p>2. 固定資産売却損の内訳は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>71百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>123百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>444百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>640百万円</td> </tr> </table>	土地	71百万円	建物及び構築物	123百万円	機械装置及び運搬具	444百万円	その他	1百万円	計	640百万円				
土地	42百万円																															
建物及び構築物	71百万円																															
機械装置及び運搬具	96百万円																															
その他	49百万円																															
計	259百万円																															
機械装置及び運搬具	141百万円																															
その他	3百万円																															
計	145百万円																															
土地	71百万円																															
建物及び構築物	123百万円																															
機械装置及び運搬具	444百万円																															
その他	1百万円																															
計	640百万円																															
<p>3. 研究開発費の総額 販売費及び一般管理費 32,058百万円</p>	<p>3. 研究開発費の総額 販売費及び一般管理費 26,670百万円</p>	<p>3. 研究開発費の総額 販売費及び一般管理費 60,345百万円</p>																														
<p>4. 営業外収益のその他には連結調整勘定償却額379百万円が含まれている。</p>																																
	<p>5. 匿名組合清算益は、平成13年12月の中間連結財務諸表提出会社所有土地の不動産流動化に係る匿名組合事業が本年9月に終了したことにより生じた出資配当金等である。</p> <p>6. 役員退職慰労引当金等取崩益は、引当金の一部取崩が決定されたことによるものであり、内訳は役員退職慰労引当金取崩額921百万円、退職給付引当金取崩額976百万円(執行役員分)である。</p>																															
<p>7. 構造改革損失は、新車開発取止めによる取引先に対する型費補償等1,752百万円及び名古屋地区生産統合延期に伴う損失1,481百万円である。</p>		<p>7. 構造改革損失は、委託生産車・部品に係る委託先への補償12,238百万円、新車開発延期による取引先に対する型費補償等1,127百万円及び名古屋地区生産統合中止に伴う損失1,401百万円である。</p>																														

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																
<p>8. 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産グループの概要</p> <table border="1" data-bbox="105 333 520 920"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県愛知郡長久手町、大阪府藤井寺市等計74件</td> <td>販売関連資産</td> <td>土地、建物等</td> <td>16,884</td> </tr> <tr> <td>宮城県仙台市、奈良県奈良市等計9件</td> <td>賃貸用資産</td> <td>土地、建物等</td> <td>2,555</td> </tr> <tr> <td>東京都多摩市、東京都板橋区等計24件</td> <td>遊休資産</td> <td>土地、建物等</td> <td>2,505</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産のグルーピングの方法 生産用資産は車体生産工場単位又は事業拠点単位とし、販売関連資産は主として事業拠点単位としている。また、賃貸用資産及び遊休資産は個々の資産グループとして取扱っている。</p> <p>(3) 減損損失の認識に至った経緯 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生していること及び市場価格が著しく下落していること等により、一部資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。</p> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、各資産グループ単位に将来キャッシュ・フローを割引率6%を使用して算出した使用価値と、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、路線価による相続税評価額等を用いて合理的に算出した正味売却価額のいずれが高い額としている。</p>	場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)	愛知県愛知郡長久手町、大阪府藤井寺市等計74件	販売関連資産	土地、建物等	16,884	宮城県仙台市、奈良県奈良市等計9件	賃貸用資産	土地、建物等	2,555	東京都多摩市、東京都板橋区等計24件	遊休資産	土地、建物等	2,505	<p>8. 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産グループの概要</p> <table border="1" data-bbox="536 333 951 730"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栃木県塩谷郡、長野県岡谷市等計22件</td> <td>販売関連資産</td> <td>土地、建物等</td> <td>1,831</td> </tr> <tr> <td>新潟県新潟市、栃木県下都賀郡等計18件</td> <td>遊休資産</td> <td>土地、建物等</td> <td>585</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産のグルーピングの方法 同 左</p> <p>(3) 減損損失の認識に至った経緯 同 左</p> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 同 左</p>	場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)	栃木県塩谷郡、長野県岡谷市等計22件	販売関連資産	土地、建物等	1,831	新潟県新潟市、栃木県下都賀郡等計18件	遊休資産	土地、建物等	585	<p>8. 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産グループの概要</p> <table border="1" data-bbox="971 333 1391 1137"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県愛知郡長久手町、大阪府藤井寺市等計95件</td> <td>販売関連資産</td> <td>土地、建物等</td> <td>20,266</td> </tr> <tr> <td>宮城県仙台市、奈良県奈良市等計9件</td> <td>賃貸用資産</td> <td>土地、建物等</td> <td>2,563</td> </tr> <tr> <td>東京都多摩市、北海道河東郡等計31件</td> <td>遊休資産</td> <td>土地、建物等</td> <td>3,346</td> </tr> <tr> <td>米国イリノイ州、豪州サウスオーストラリア州計2件</td> <td>生産用設備</td> <td>工具器具備品、機械装置</td> <td>18,908</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産のグルーピングの方法 同 左</p> <p>(3) 減損損失の認識に至った経緯 同 左</p> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 同 左</p>	場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)	愛知県愛知郡長久手町、大阪府藤井寺市等計95件	販売関連資産	土地、建物等	20,266	宮城県仙台市、奈良県奈良市等計9件	賃貸用資産	土地、建物等	2,563	東京都多摩市、北海道河東郡等計31件	遊休資産	土地、建物等	3,346	米国イリノイ州、豪州サウスオーストラリア州計2件	生産用設備	工具器具備品、機械装置	18,908
場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)																																															
愛知県愛知郡長久手町、大阪府藤井寺市等計74件	販売関連資産	土地、建物等	16,884																																															
宮城県仙台市、奈良県奈良市等計9件	賃貸用資産	土地、建物等	2,555																																															
東京都多摩市、東京都板橋区等計24件	遊休資産	土地、建物等	2,505																																															
場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)																																															
栃木県塩谷郡、長野県岡谷市等計22件	販売関連資産	土地、建物等	1,831																																															
新潟県新潟市、栃木県下都賀郡等計18件	遊休資産	土地、建物等	585																																															
場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)																																															
愛知県愛知郡長久手町、大阪府藤井寺市等計95件	販売関連資産	土地、建物等	20,266																																															
宮城県仙台市、奈良県奈良市等計9件	賃貸用資産	土地、建物等	2,563																																															
東京都多摩市、北海道河東郡等計31件	遊休資産	土地、建物等	3,346																																															
米国イリノイ州、豪州サウスオーストラリア州計2件	生産用設備	工具器具備品、機械装置	18,908																																															

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																								
<p>(5)減損損失の金額</p> <p>減損損失21,945百万円は特別損失に計上しており、その主な内訳は次のとおりである。</p> <table data-bbox="177 371 520 510"> <tr> <td>土地</td> <td>18,846百万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2,310百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>788百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21,945百万円</td> </tr> </table>	土地	18,846百万円	建物	2,310百万円	その他	788百万円	計	21,945百万円	<p>(5)減損損失の金額</p> <p>減損損失2,416百万円は特別損失に計上しており、その主な内訳は次のとおりである。</p> <table data-bbox="612 371 956 510"> <tr> <td>土地</td> <td>1,491百万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>775百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>149百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,416百万円</td> </tr> </table>	土地	1,491百万円	建物	775百万円	その他	149百万円	計	2,416百万円	<p>(5)減損損失の金額</p> <p>減損損失45,084百万円は特別損失に計上しており、その主な内訳は次のとおりである。</p> <table data-bbox="1048 371 1391 510"> <tr> <td>土地</td> <td>20,665百万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>3,944百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20,474百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>45,084百万円</td> </tr> </table>	土地	20,665百万円	建物	3,944百万円	その他	20,474百万円	計	45,084百万円
土地	18,846百万円																									
建物	2,310百万円																									
その他	788百万円																									
計	21,945百万円																									
土地	1,491百万円																									
建物	775百万円																									
その他	149百万円																									
計	2,416百万円																									
土地	20,665百万円																									
建物	3,944百万円																									
その他	20,474百万円																									
計	45,084百万円																									

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

平成18年度中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	平成17年度 連結会計年度末 株式数 (千株)	平成18年度 中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	平成18年度 中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	平成18年度 中間連結会計 期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	5,491,452	64	-	5,491,516
第1回A種優先株式	73	-	-	73
第2回A種優先株式	30	-	-	30
第3回A種優先株式	1	-	-	1
第1回G種優先株式	130	-	-	130
第2回G種優先株式	168	-	-	168
第3回G種優先株式	10	-	-	10
第4回G種優先株式	30	-	-	30
合計	5,491,895	64	-	5,491,959
自己株式				
普通株式 (注) 2	73	3	-	76
合計	73	3	-	76

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加64千株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加である。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				平成18年度 中間連結 会計期間末 残高 (百万円)
			平成17年度 連結会計 年度末	平成18年度 中間連結 会計期間 増加	平成18年度 中間連結 会計期間 減少	平成18年度 中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	平成14年新株予約権 (注)	普通株式	1,168	-	80	1,088	-
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-
合計			1,168	-	80	1,088	-

(注) 新株予約権の当中間連結会計期間減少80千株は、新株予約権の権利行使64千株及び新株予約権の失効16千株である。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成17年9月30日)</p> <p>現金及び預金 229,074百万円 預入期間が3ヶ月を超え る定期預金 10,316百万円 有価証券(取得日から3 ヶ月以内に償還期限の到 来する短期投資) 12,016百万円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 230,775百万円</p>	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成18年9月30日)</p> <p>現金及び預金 260,392百万円 預金期間が3ヶ月を超え る定期預金 6,604百万円 有価証券(取得日から3 ヶ月以内に償還期限の到 来する短期投資) 5,956百万円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 259,743百万円</p>	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金 額との関係 (平成18年3月31日)</p> <p>現金及び預金 259,045百万円 預金期間が3ヶ月を超え る定期預金 16,331百万円 有価証券(取得日から3 ヶ月以内に償還期限の到 来する短期投資) 5,355百万円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 248,069百万円</p>
<p>2. リース車両の取得による支出が 3,502百万円含まれている。</p>	<p>2. リース車両の取得による支出が 6,712百万円含まれている。</p>	<p>2. リース車両の取得による支出が 8,904百万円含まれている。</p>
<p>3. リース車両の売却による収入が 8,668百万円含まれている。</p>	<p>3. リース車両の売却による収入が 8,276百万円含まれている。</p>	<p>3. リース車両の売却による収入が 16,323百万円含まれている。</p>
<p>4. 販売金融に係る債権による支出が 26,617百万円含まれている。販売金 融に係る債権の回収による収入が 31,982百万円含まれている。</p>	<p>4. 販売金融に係る債権による支出が 17,491百万円含まれている。販売金 融に係る債権の回収による収入が 20,298百万円含まれている。</p>	<p>4. 販売金融に係る債権による支出が 89,546百万円含まれている。販売金 融に係る債権の回収による収入が 96,441百万円含まれている。</p>

[次へ](#)

平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度 中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
2.貸主側 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 18,060百万円 1年超 18,661百万円 <hr/> 合計 36,722百万円	2.貸主側 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 11,602百万円 1年超 12,653百万円 <hr/> 合計 24,255百万円	2.貸主側 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 14,508百万円 1年超 15,279百万円 <hr/> 合計 29,787百万円

(有価証券関係)

- 1 . 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はない。

- 2 . その他有価証券で時価のあるもの

種類	平成17年度中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)			平成18年度中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			平成17年度末 (平成18年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	9,858	20,355	10,496	10,843	25,681	14,838	9,870	25,110	15,239
合計	9,858	20,355	10,496	10,843	25,681	14,838	9,870	25,110	15,239

(注) 時価が著しく下落し回復の見込みがないと判断されるものについては減損処理を実施し、減損処理後の帳簿価額を取得原価として記載している。

当中間連結会計期間における時価のあるその他有価証券についての減損処理額は39百万円である。

- 3 . 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額

	平成17年度 中間連結会計期間末 (平成17年9月30日) (百万円)	平成18年度 中間連結会計期間末 (平成18年9月30日) (百万円)	平成17年度末 (平成18年3月31日) (百万円)
その他有価証券			
非上場株式	19,072	22,360	21,922
その他	12,026	5,966	5,365

(注) 発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は相当の減額(減損処理)を実施している。

当中間連結会計期間、前中間連結会計期間及び前連結会計年度における時価評価されていないその他有価証券についての減損処理額は、それぞれ214百万円、106百万円及び9百万円である。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	平成17年度中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)			平成18年度中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			平成17年度末 (平成18年3月31日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建	94,833	94,675	158	109,296	107,239	2,057	98,533	95,587	2,946
	買建	10,706	10,609	96	12,601	12,391	210	12,714	12,392	322
通貨	通貨金利スワップ取引									
	支払日本円・ 受取米ドル	1,443	2	2	-	-	-	722	5	5
	支払タイバーツ・ 受取米ドル	1,914	307	307	-	-	-	711	102	102
金利	金利スワップ取引									
	支払固定・受取変動	102,757	347	347	829	2	2	41,556	181	181
	支払変動・受取固定	29,340	38	38	527	1	1	6,696	30	30
合計		-	-	675	-	-	1,848	-	-	2,882

(注) 1. 時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいている。

2. ヘッジ会計及び金利スワップ特例処理が適用されているものについては、記載対象から除いている。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

平成17年度中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	972,092	19,165	991,257	-	991,257
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	(58)	-	(58)	58	-
計	972,034	19,165	991,199	58	991,257
営業費用	995,171	17,010	1,012,181	(1,129)	1,011,051
営業利益(又は営業損失)	(23,136)	2,154	(20,981)	1,187	(19,794)

平成18年度中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	980,955	24,417	1,005,372	-	1,005,372
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	(19)	-	(19)	19	-
計	980,935	24,417	1,005,352	19	1,005,372
営業費用	996,406	14,483	1,010,890	-	1,010,890
営業利益(又は営業損失)	(15,471)	9,933	(5,537)	19	(5,517)

平成17年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	2,080,884	39,183	2,120,068	-	2,120,068
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	(1)	-	(1)	1	-
計	2,080,883	39,183	2,120,067	1	2,120,068
営業費用	2,087,026	28,764	2,115,791	(2,506)	2,113,284
営業利益(又は営業損失)	(6,142)	10,418	4,276	2,507	6,783

(注) 1. 事業区分の方法は、産業区分及び市場の類似性に基づいている。

2. 各事業区分の主要製品等

(1)自動車.....乗用車等

(2)金融.....販売金融等

3. 会計処理の方法の変更

(前中間連結会計期間)

記載すべき事項はない。

(当中間連結会計期間)

記載すべき事項はない。

(前連結会計年度)

退職給付に係る会計基準の一部改正

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)を適用している。これによる「自動車事業」の営業損益に与える影響は軽微である。

4. 追加情報

(前中間連結会計期間)

記載すべき事項はない。

(当中間連結会計期間)

有形固定資産の耐用年数の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「追加情報」に記載のとおり、中間連結財務諸表提出会社は有形固定資産の耐用年数について、従来、法人税法に規定する基準と同一の基準によっていたが、当中間連結会計期間から今後の使用可能予測期間である見積耐用年数を採用することとした。この結果、従来の方法によった場合に比較して、「自動車事業」について、営業損失が2,456百万円減少している。

(前連結会計年度)

記載すべき事項はない。

【所在地別セグメント情報】

平成17年度中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	380,437	188,504	282,898	55,345	84,071	991,257	-	991,257
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	243,260	4,101	7,411	50,391	811	305,976	(305,976)	-
計	623,698	192,605	290,310	105,736	84,883	1,297,234	(305,976)	991,257
営業費用	646,717	198,952	285,863	96,712	87,646	1,315,893	(304,841)	1,011,051
営業利益(又は営業損失)	(23,019)	(6,347)	4,446	9,024	(2,763)	(18,659)	(1,134)	(19,794)

平成18年度中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	397,867	195,270	298,469	39,197	74,568	1,005,372	-	1,005,372
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	235,863	10,987	7,650	85,887	182	340,571	(340,571)	-
計	633,731	206,258	306,119	125,084	74,750	1,345,943	(340,571)	1,005,372
営業費用	653,825	203,151	302,707	115,736	78,573	1,353,994	(343,104)	1,010,890
営業利益(又は営業損失)	(20,094)	3,106	3,411	9,347	(3,822)	(8,051)	2,533	(5,517)

平成17年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	876,752	388,466	583,122	106,535	165,191	2,120,068	-	2,120,068
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	475,429	12,763	14,463	121,963	1,055	625,675	(625,675)	-
計	1,352,182	401,229	597,585	228,498	166,247	2,745,744	(625,675)	2,120,068
営業費用	1,363,040	405,120	588,296	213,278	171,279	2,741,015	(627,730)	2,113,284
営業利益(又は営業損失)	(10,857)	(3,891)	9,288	15,220	(5,031)	4,728	2,054	6,783

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっている。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1)北米.....米国、プエルトリコ

(2)欧州.....オランダ

(3)アジア.....タイ、フィリピン

(4)その他.....オーストラリア、ニュージーランド、U. A. E.

3. 会計処理の方法の変更

(前中間連結会計期間)

記載すべき事項はない。

(当中間連結会計期間)

記載すべき事項はない。

(前連結会計年度)

退職給付に係る会計基準の一部改正

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)を適用している。これによる「日本」の営業損益に与える影響は軽微である。

4. 追加情報

(前中間連結会計期間)

記載すべき事項はない。

(当中間連結会計期間)

有形固定資産の耐用年数の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「追加情報」に記載のとおり、中間連結財務諸表提出会社は有形固定資産の耐用年数について、従来、法人税法に規定する基準と同一の基準によっていたが、当中間連結会計期間から今後の使用可能予測期間である見積耐用年数を採用することとした。この結果、従来の方法によった場合に比較して、「日本」について、営業損失が2,456百万円減少している。

(前連結会計年度)

記載すべき事項はない。

【海外売上高】

平成17年度中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	196,071	283,384	124,228	178,749	782,434
連結売上高（百万円）					991,257
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	19.8	28.6	12.5	18.0	78.9

平成18年度中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	210,307	299,341	88,729	183,348	781,727
連結売上高（百万円）					1,005,372
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	20.9	29.8	8.8	18.3	77.8

平成17年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	415,614	586,167	235,775	378,357	1,615,914
連結売上高（百万円）					2,120,068
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	19.6	27.7	11.1	17.8	76.2

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっている。

2．本邦以外の区分に属する主な国又は地域

（1）北米.....米国、プエルトリコ

（2）欧州.....オランダ、イタリア、ドイツ

（3）アジア.....タイ、マレーシア、台湾

（4）その他.....オーストラリア、ニュージーランド

3．海外売上高は、中間連結財務諸表提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

(企業結合等関係)

平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)

国内販売会社の統合による販売体制の効率化を目的として連結子会社同士を合併した。

1 . 合併に関する事項

- (1) 企業結合の対象となった事業
自動車販売業等
- (2) 企業結合の対象となった事業の内容
自動車の販売等
- (3) 企業結合の法的形式
存続会社による吸収合併
- (4) 結合当事企業の名称及び結合後企業の名称
平成18年 4 月 1 日付合併

結合当事企業の名称		結合後企業の名称
存続会社	島根三菱自動車販売株式会社	山陰三菱自動車販売株式会社
消滅会社	西鳥取三菱自動車販売株式会社	

平成18年 7 月 1 日付合併

結合当事企業の名称		結合後企業の名称
存続会社	埼玉中央三菱自動車販売株式会社	埼玉三菱自動車販売株式会社
消滅会社	埼玉三菱自動車販売株式会社	
存続会社	伊予三菱自動車販売株式会社	愛媛三菱自動車販売株式会社
消滅会社	宇和島三菱自動車販売株式会社 松山三菱自動車販売株式会社	

2 . 実施した会計処理の概要

合併した会社はいずれも自動車セグメントに含まれる連結子会社であるため、共通支配下の取引に該当し、個別財務諸表上、結合当事企業の適正な帳簿価額を基礎として会計処理し、また、連結財務諸表上は内部取引としてすべて消去している。

なお、結合当事企業の少数株主から子会社株式を追加取得していない。

(1株当たり情報)

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額 58円82銭 1株当たり中間純損失金額 14円87銭	1株当たり純資産額 34円58銭 1株当たり中間純損失金額 2円93銭	1株当たり純資産額 31円67銭 1株当たり当期純損失金額 19円75銭
(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間純損失であるため、記載していない。	(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間純損失であるため、記載していない。	(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していない。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純損失金額			
中間(当期)純損失(百万円)	63,771	16,101	92,166
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純損失 (百万円)	63,771	16,101	92,166
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,287,398	5,491,430	4,666,018
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>優先株式</p> <p>第1回A種優先株式 第2回A種優先株式 第3回A種優先株式 第2回B種優先株式 第3回B種優先株式 第1回G種優先株式 第2回G種優先株式 第3回G種優先株式 上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。</p> <p>新株予約権</p> <p>上記新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおり。</p>	<p>優先株式</p> <p>第1回A種優先株式 第2回A種優先株式 第3回A種優先株式 第1回G種優先株式 第2回G種優先株式 第3回G種優先株式 第4回G種優先株式 上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。</p> <p>新株予約権</p> <p>上記新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおり。</p>	<p>優先株式</p> <p>第1回A種優先株式 第2回A種優先株式 第3回A種優先株式 第1回G種優先株式 第2回G種優先株式 第3回G種優先株式 第4回G種優先株式 上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。</p> <p>新株予約権</p> <p>上記新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおり。</p>

(重要な後発事象)

平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1. 社債の発行</p> <p>平成17年9月30日開催の取締役会決議に基づきタイ国内におけるミツビシ・モーターズ(タイランド)・カンパニー・リミテッド第1回銀行保証付社債を次のとおり発行した。</p> <p>ミツビシ・モーターズ(タイランド)・カンパニー・リミテッド第1回銀行保証付社債</p> <p>(1) 発行総額 : 50億パーツ (2) 発行価額 : 額面1,000パーツにつき金1,000パーツ (3) 払込期日 : 平成17年12月8日 (4) 利率 : 6.02% (5) 償還期限 : 平成20年12月8日 (6) 資金の用途 : 設備資金等</p> <p>2. 優先株式から普通株式への転換等</p> <p>平成17年10月1日以降12月12日までの間に優先株式</p> <p>第1回A種 50,000株 第2回A種 2,500株 第2回B種 3,300株 第3回B種 39,100株</p> <p>が普通株式に転換されたこと等により、普通株式の発行済株式総数が1,017,620,563株増加し5,403,369,582株となった。</p>	<p>1. 多額な新規資金調達の実施</p> <p>中間連結財務諸表提出会社は平成18年11月27日付で、株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャー、三菱UFJ信託銀行株式会社をコ・アレンジャーとして、下記の通りシンジケーション(協調融資)方式の中期タームローン契約を締結した。調達した資金は、新車投入等に伴う平成18年度設備投資に充当する予定である。</p> <p>(1) 契約締結日 平成18年11月27日 (2) 借入実行日 平成18年11月30日 (3) 借入金額 560億円 (4) 借入期間 平成18年11月30日から平成20年3月31日 (5) 参加金融機関 アレンジャー、コ・アレンジャーを含め計31社 (6) 担保 なし</p> <p>2. 希望退職プログラムの実施</p> <p>連結子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイにおいて、スマート・フォアフォー生産中止後の同社のコスト競争力を確保するために、全従業員に対して希望退職プログラムを実施している。</p> <p>平成18年11月末時点における希望退職予想者数は約1,200人、退職金支払見込額は約170億円である。</p> <p>3. 年金基金の移行</p> <p>連結子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイは同社従業員に対する年金について、企業内年金基金から外部年金基金へ移行することを決議した。</p> <p>この結果、当連結会計年度において、外部年金基金への移行に対して必要な年金積立額約100億円を拠出する見込みである。</p>	<p>該当事項はない。</p>

(2) 【その他】

該当事項はない。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	平成17年度中間会計期間末 (平成17年9月30日)		平成18年度中間会計期間末 (平成18年9月30日)		平成17年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金		160,003		173,177		183,701	
2. 受取手形	6	1,290		1,599		439	
3. 売掛金	5,6	125,372		134,682		147,915	
4. たな卸資産		147,598		180,006		141,615	
5. 短期貸付金		138,649		44,373		96,300	
6. 未収入金	2,3,6	44,577		44,536		47,177	
7. その他		20,753		25,795		22,904	
貸倒引当金		47,113		25,209		51,850	
流動資産合計		591,132	56.9	578,961	54.5	588,203	56.3
固定資産							
1. 有形固定資産	1,2						
(1) 建物		44,787		43,194		43,713	
(2) 機械装置		65,165		75,436		73,345	
(3) 土地		44,306		44,043		42,164	
(4) その他		47,530		38,748		37,608	
有形固定資産合計		201,789	19.4	201,422	19.0	196,832	18.8
2. 無形固定資産		15,066	1.4	13,867	1.3	14,638	1.4
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	2	38,377		43,594		43,237	
(2) 関係会社株式		146,844		176,299		155,757	
(3) 長期貸付金		1,274		913		1,297	
(4) その他		48,426		54,418		48,249	
貸倒引当金		3,589		7,288		3,433	
投資その他の資産 合計		231,333	22.3	267,937	25.2	245,108	23.5
固定資産合計		448,189	43.1	483,226	45.5	456,579	43.7
資産合計		1,039,322	100.0	1,062,188	100.0	1,044,783	100.0

区分	注記 番号	平成17年度中間会計期間末 (平成17年9月30日)		平成18年度中間会計期間末 (平成18年9月30日)		平成17年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
流動負債								
1. 支払手形	6	14,875		18,249		15,537		
2. 買掛金	6	227,117		261,348		235,265		
3. 短期借入金	2	81,677		124,658		78,367		
4. 未払金	6	69,145		66,176		75,046		
5. 未払法人税等		529		615		770		
6. 製品保証引当金		25,103		22,404		22,933		
7. その他		42,821		64,804		59,354		
流動負債合計		461,269	44.4	558,257	52.6	487,275	46.6	
固定負債								
1. 社債		37,300		27,600		36,300		
2. 長期借入金	2	113,378		81,145		121,747		
3. 繰延税金負債		10,755		12,554		12,714		
4. 退職給付引当金		80,971		83,219		82,842		
5. 役員退職慰労引当金		1,212		696		1,359		
6. 保証債務引当金		33,621		66,898		39,097		
7. その他		38,063		28,711		31,694		
固定負債合計		315,302	30.3	300,825	28.3	325,755	31.2	
負債合計		776,572	74.7	859,083	80.9	813,030	77.8	
(資本の部)								
資本金								
資本金		642,300	61.8	-	-	657,336	62.9	
資本剰余金								
1. 資本準備金		418,148		-		433,184		
資本剰余金合計		418,148	40.2	-	-	433,184	41.5	
利益剰余金								
1. 中間(当期)未処理損失		803,508		-		867,475		
利益剰余金合計		803,508	77.3	-	-	867,475	83.0	
その他有価証券評価差額金		5,818	0.6	-	-	8,719	0.8	
自己株式		9	0.0	-	-	12	0.0	
資本合計		262,749	25.3	-	-	231,752	22.2	
負債資本合計		1,039,322	100.0	-	-	1,044,783	100.0	

区分	注記 番号	平成17年度中間会計期間末 (平成17年9月30日)		平成18年度中間会計期間末 (平成18年9月30日)		平成17年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		-	-	657,342	61.9	-	-
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		-	-	433,189		-	-
資本剰余金合計		-	-	433,189	40.7	-	-
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		-	-	893,366		-	-
利益剰余金合計		-	-	893,366	84.1	-	-
4. 自己株式		-	-	13	0.0	-	-
株主資本合計		-	-	197,152	18.5	-	-
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評 価差額金		-	-	8,483	0.8	-	-
2. 繰延ヘッジ損益		-	-	2,530	0.2	-	-
評価・換算差額等 合計		-	-	5,953	0.6	-	-
純資産合計		-	-	203,105	19.1	-	-
負債純資産合計		-	-	1,062,188	100.0	-	-

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		平成17年度の要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
売上高			578,747	100.0		584,521	100.0		1,259,981	100.0
売上原価			516,688	89.3		526,976	90.2		1,101,078	87.4
売上総利益			62,058	10.7		57,545	9.8		158,902	12.6
販売費及び一般管理 費			82,675	14.3		77,951	13.3		173,277	13.7
営業損失			20,617	3.6		20,405	3.5		14,374	1.1
営業外収益										
1. 受取利息		4,423			3,865			11,243		
2. 受取配当金		3,286			3,650			3,780		
3. その他		233			68			193		
営業外収益合計			7,942	1.4		7,584	1.3		15,217	1.2
営業外費用										
1. 支払利息		4,940			5,101			9,892		
2. その他	2	3,396			3,751			14,594		
営業外費用合計			8,336	1.4		8,852	1.5		24,486	2.0
経常損失			21,010	3.6		21,674	3.7		23,644	1.9
特別利益	3		6,998	1.2		8,855	1.5		4,912	0.4
特別損失	4,5		45,180	7.8		13,477	2.3		106,600	8.4
税引前中間(当期) 純損失			59,191	10.2		26,296	4.5		125,332	9.9
法人税、住民税及 び事業税		812			405			2,986		
法人税等調整額		5,806	4,993	0.9	-	405	0.1	5,806	2,819	0.3
中間(当期)純損 失			64,185	11.1		25,891	4.4		128,152	10.2
前期繰越損失			739,322			-			739,322	
中間(当期)未処 理損失			803,508			-			867,475	

【中間株主資本等変動計算書】

平成18年度中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	657,336	433,184	433,184	867,475	867,475	12	223,033
中間会計期間中の変動額							
新株の発行	5	5	5				11
中間純損失				25,891	25,891		25,891
自己株式の取得						0	0
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）							
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	5	5	5	25,891	25,891	0	25,880
平成18年9月30日 残高 (百万円)	657,342	433,189	433,189	893,366	893,366	13	197,152

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	8,719	-	8,719	231,752
中間会計期間中の変動額				
新株の発行				11
中間純損失				25,891
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）	235	2,530	2,766	2,766
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	235	2,530	2,766	28,647
平成18年9月30日 残高 (百万円)	8,483	2,530	5,953	203,105

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>当社は、前々年度において213,097百万円、前年度において526,225百万円の当期純損失を計上し、また当中間会計期間においても64,185百万円の中間純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>そこで当社は、当該状況を解消するとともに経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」(平成16年度～平成18年度)を平成16年5月に策定した。</p> <p>また、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社のリコール問題により国内販売の落ち込みが予想されたため、事業再生計画達成に向けて、平成16年6月に 聖域なきコストカット、お客様の信頼回復、徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。</p> <p>以来、計画にて定めた信頼回復及び収益改善に向けた諸施策に鋭意取り組んできたが、過去のリコール問題への対応の不備は当社に対する信頼回復の遅れを招き、その影響から販売台数の低迷が顕著となった。これは、過去から潜在的に抱えていた生産能力の過剰という問題をも顕在化させることとなった。また、当社の事業回復の遅れと財務健全性に対する懸念が高まり、再生のために確保していた資金を有利子負債等の返済に充当せざるを得ない状況となった。</p> <p>この状況を打開し、当社が再生を果たすためには、信頼回復に向けた活動を継続する一方で、収益改善を確実なものとするための追加対策が不可欠となったことから、新たな経営計画として「三菱自動車再生計画」を平成17年1月に策定した。</p>	<p>当社は、平成15年度213,097百万円、平成16年度526,225百万円及び平成17年度128,152百万円の当期純損失を計上し、また当中間会計期間においても25,891百万円の中間純損失を計上した。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>そこで当社は、当該状況を解消するとともに経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」(平成16年度～平成18年度)を平成16年5月に策定した。</p> <p>また、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社のリコール問題により国内販売の落ち込みが予想されたため、事業再生計画達成に向けて、平成16年6月に 聖域なきコストカット、お客様の信頼回復、徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。</p> <p>以来、計画にて定めた信頼回復及び収益改善に向けた諸施策に鋭意取り組んできたが、過去のリコール問題への対応の不備は当社に対する信頼回復の遅れを招き、その影響から販売台数の低迷が顕著となった。これは、過去から潜在的に抱えていた生産能力の過剰という問題をも顕在化させることとなった。また、当社の業績回復の遅れと財務健全性に対する懸念が高まり、再生のために確保していた資金を有利子負債等の返済に充当せざるを得ない状況となった。</p> <p>この状況を打開し、当社が再生を果たすためには、信頼回復に向けた活動を継続する一方で、収益改善を確実なものとするための追加対策が不可欠となったことから、新たな経営計画として「三菱自動車再生計画」を平成17年1月に策定した。</p>	<p>当社は、前々年度において213,097百万円、前年度において526,225百万円の当期純損失を計上し、また当年度においても128,152百万円の当期純損失を計上した。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>そこで当社は、当該状況を解消するとともに経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」(平成16年度～平成18年度)を平成16年5月に策定した。</p> <p>また、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社のリコール問題により国内販売の落ち込みが予想されたため、事業再生計画達成に向けて、平成16年6月に 聖域なきコストカット、お客様の信頼回復、徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。</p> <p>以来、計画にて定めた信頼回復及び収益改善に向けた諸施策に鋭意取り組んできたが、過去のリコール問題への対応の不備は当社に対する信頼回復の遅れを招き、その影響から販売台数の低迷が顕著となった。これは、過去から潜在的に抱えていた生産能力の過剰という問題をも顕在化させることとなった。また、当社の業績回復の遅れと財務健全性に対する懸念が高まり、再生のために確保していた資金を有利子負債等の返済に充当せざるを得ない状況となった。</p> <p>この状況を打開し、当社が再生を果たすためには、信頼回復に向けた活動を継続する一方で、収益改善を確実なものとするための追加対策が不可欠となったことから、新たな経営計画として「三菱自動車再生計画」を平成17年1月に策定した。</p>

<p>平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>この計画の主要項目及び当中間期の進捗状況は次の通りである。</p> <p>1. 企業風土改革への取り組み 信頼回復と企業風土改革は、当社が再生を果たすにあたっての最優先事項であり、CSR推進本部が中心となりコンプライアンス施策を着実に実行してきた。社外有識者で構成される企業倫理委員会からも、社外の目で継続的に指導・助言をいただいている。また、各社員は企業倫理セミナーを通して企業倫理に対する理解を深めており、社員による「企業倫理遵守に関する誓約書」の提出も完了した。また、「リコール問題の社外弁護士調査」については、平成17年3月に完了し、社内処分と再発防止策をまとめて、国土交通省に最終回答として提出した。今後企業風土改革を実行していく所存である。</p> <p>2. 「三菱自動車再生計画」の重点ポイント</p> <p>お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスまでお客様第一</p> <p>商品の徹底的な信頼性の向上 事業戦略 下振れリスクを織り込んだ販売計画 他自動車会社との事業提携の積極的推進 過剰生産設備・販売体制の適正規模化(米国、豪州、日本) 資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確保 経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の構築</p> <p>3. 必達目標 平成18年度での黒字化(連結当期純利益:80億円) 平成19年度での黒字体質定着化(連結当期純利益:410億円)</p> <p>4. 事業戦略 (1)販売台数計画 「三菱自動車再生計画」における販売台数計画は、現在の市場動向に基づき各地域で想定される下振れリスクを織り込み、確実に達成可能な目標として設定した。その結果、各年度につき事業再生計画で目標としていた販売台数を下回るが、平成19年度時点では平成15年度並みのレベルである150万台まで回復させていく。</p>	<p>この計画の主要項目及び当中間会計期間の進捗状況は次の通りである。</p> <p>1. 企業風土改革への取り組み 信頼回復と企業風土改革は、当社が再生を果たすにあたっての最優先事項であり、CSR推進本部が中心となりコンプライアンス施策を継続的に実施している。社外有識者で構成される企業倫理委員会からも、社外の目で継続的に指導・助言をいただいている。なお、「リコール問題の社外弁護士調査」については、平成17年3月に完了し、社内処分と再発防止策をまとめて、国土交通省に最終回答として提出した。当中間会計期間も改善施策を継続的に実施し、実施状況については3ヶ月に一度国土交通省に報告している。</p> <p>2. 「三菱自動車再生計画」の重点ポイント及び追加課題</p> <p>お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスまでお客様第一の実践</p> <p>商品の徹底的な信頼性の向上 事業戦略 下振れリスクを織り込んだ事業計画 他自動車会社との事業提携の積極的推進 過剰生産設備・販売体制の適正規模化</p> <p>資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確保 経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の構築 コンプライアンスの実践と浸透</p> <p>[追加課題] 販売・売上計画を必達するための日本・北米をはじめとした世界各地域での更なる営業力の強化 販売・製造・開発など全ての分野における徹底したコスト削減策の実施 グローバル生産体制の適正化 内部統制システムに基づくガバナンスの強化</p> <p>3. 必達目標 平成18年度での黒字化(連結当期純利益:80億円) 平成19年度での黒字体質定着化(連結当期純利益:410億円)</p> <p>4. 事業戦略 (1)販売台数計画 「三菱自動車再生計画」における販売台数計画は、現在の市場動向に基づき各地域で想定される下振れリスクを織り込み、確実に達成可能な目標として設定した。平成19年度時点では平成15年度並みのレベルである150万台まで回復させていく。</p>	<p>この計画の主要項目及び当年度の進捗状況は次の通りである。</p> <p>1. 企業風土改革への取り組み 信頼回復と企業風土改革は、当社が再生を果たすにあたっての最優先事項であり、CSR推進本部が中心となりコンプライアンス施策を着実に実行してきた。社外有識者で構成される企業倫理委員会からも、社外の目で継続的に指導・助言をいただいている。また、各社員は企業倫理セミナーを通して企業倫理に対する理解を深めており、社員による「企業倫理遵守に関する誓約書」の提出も完了した。なお、「リコール問題の社外弁護士調査」については、平成17年3月に完了し、社内処分と再発防止策をまとめて、国土交通省に最終回答として提出した。当年度も改善施策を継続的に実施し、実施状況については3ヶ月に一度国土交通省に報告している。</p> <p>2. 「三菱自動車再生計画」の重点ポイント及び追加課題</p> <p>お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスまでお客様第一の実践</p> <p>商品の徹底的な信頼性の向上 事業戦略 下振れリスクを織り込んだ事業計画 他の自動車会社との事業提携の積極的推進 過剰生産設備・販売体制の適正規模化</p> <p>資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確保 経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の構築 コンプライアンスの実践と浸透</p> <p>[追加課題] 販売・売上計画を必達するための日本・北米をはじめとした世界各地域での更なる営業力の強化 販売・製造・開発など全ての分野における徹底したコスト削減策の実施 グローバル生産体制の適正化 内部統制システムに基づくガバナンスの強化</p> <p>3. 必達目標 平成18年度での黒字化(連結当期純利益:80億円) 平成19年度での黒字体質定着化(連結当期純利益:410億円)</p> <p>4. 事業戦略 (1)販売台数計画 「三菱自動車再生計画」における販売台数計画は、現在の市場動向に基づき各地域で想定される下振れリスクを織り込み、確実に達成可能な目標として設定した。その結果、各年度につき事業再生計画で目標としていた販売台数を下回るが、平成19年度時点では平成15年度並みのレベルである150万台まで回復させていく。</p>

<p>平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(2)商品戦略 モータースポーツの位置付け 当社はモータースポーツを、クルマづくりの原点と位置付けている。ダカールラリーやWRCなどへの参加を通じて得られた技術やノウハウは、今後「スポーティDNA」「SUV DNA」として全ての市販車にフィードバックし、安全性・耐久性はもとより、走行性・走破性を高めるというクルマづくりに取り組み、それを商品特徴として前面に出すことで、価値を高めていく。 車種展開のさらなる効率化 台数規模の小さい地域専用車種を削減し、競争力の高いグローバル車種に経営資源を集中することで、開発・生産の効率化を図る。 新車投入計画 過去4年間と比べ、各地域での新車投入数を大幅に増加させる。全ての地域において積極的な新車投入を行うことで、収益機会を拡大する。</p> <p>(3)提携戦略 事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的提携の可能性を追求していく。具体的には、平成17年1月に発表した日産自動車への軽自動車のOEM供給拡大(年間3万6千台)に加え、プジョー・シトロエングループ(PSA)への乗用車のOEM供給についても平成17年7月に契約を締結した。 また、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについても今後追加で検討していく。</p> <p>(4)地域戦略 日本 販売会社を含めた安定的な利益体質の確立に向け、愛車無料点検340万台のお客様に対するフォロー施策・信頼回復策を販売会社と一体となって継続展開していくことに加え、販売ネットワークの再構築とアフターサービス事業の最大化を推進する。</p> <p>北米 重点市場としての北米市場の位置付けは今後も変わらない。その北米市場において利益を出す体制を確立するため、経営体制を刷新し、新車の継続投入、フリート絞り込みなどを行うことによりブランドの再構築を図る。また、現地生産車の輸出拡大による稼働率向上も実現していく。 北米事業の問題の発端となった販売金融事業については、メリルリンチへの保有金融資産の部分売却によりリスク低減を図るとともに、同社と共同出資により新会社を設立することで、お客様に競争力のある魅力的な金融商品を提供していく。</p>	<p>(2)商品戦略 モータースポーツの位置付け 当社はモータースポーツを、クルマづくりの原点と位置付けている。ダカールラリーやWRCなどへの参加を通じて得られた技術やノウハウは、今後「スポーティDNA」「SUV DNA」として全ての市販車にフィードバックし、安全性・耐久性はもとより、走行性・走破性を高めるというクルマづくりに取り組み、それを商品特徴として前面に出すことで、価値を高めていく。 車種展開のさらなる効率化 台数規模の小さい地域専用車種を削減し、競争力の高いグローバル車種に経営資源を集中することで、開発・生産の効率化を図る。 新車投入計画 平成17年度以降、各地域での新車投入数を大幅に増加させており、今後も全ての地域において積極的な新車投入を行うことで、収益機会を拡大する。</p> <p>(3)提携戦略 事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的提携の可能性を追求していく。具体的には、平成18年6月に、三菱重工株式会社と欧州輸出車向け次世代ディーゼルエンジンの共同開発について合意し、また平成18年8月に日産自動車株式会社への軽乗用車のOEM供給を継続する契約を締結した。 引き続き、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについて検討していく。</p> <p>(4)地域戦略 日本 販売会社を含めた安定的な利益体質の確立に向け、保有ユーザーに対するフォロー施策・信頼回復策を販売会社と一体となって継続展開していくことに加え、アフターマーケット事業を強化するため、マーケット情報から企画・開発・販売までを一体化した子会社を平成18年7月に発足させた。商品企画から販売までのリードタイムを短縮し、マーケットニーズに対応した商品投入を推進する。</p> <p>北米 北米市場において利益を出す体制を確立するため、米国会社に当社の常務取締役を社長兼CEOとして派遣し、当社と同社がより緊密に連携を取り、機動的な対応が可能となるよう経営体制の強化を図った。 北米事業の問題の発端となった販売金融事業については、メリルリンチへの保有金融資産の部分売却によりリスク低減を図るとともに、同社と共同出資により設立した新会社でお客様に競争力のある魅力的な金融商品を提供していく。</p>	<p>(2)商品戦略 モータースポーツの位置付け 当社はモータースポーツを、クルマづくりの原点と位置付けている。ダカールラリーやWRCなどへの参加を通じて得られた技術やノウハウは、今後「スポーティDNA」「SUV DNA」として全ての市販車にフィードバックし、安全性・耐久性はもとより、走行性・走破性を高めるというクルマづくりに取り組み、それを商品特徴として前面に出すことで、価値を高めていく。 車種展開のさらなる効率化 台数規模の小さい地域専用車種を削減し、競争力の高いグローバル車種に経営資源を集中することで、開発・生産の効率化を図る。 新車投入計画 過去4年間と比べ、各地域での新車投入数を大幅に増加させる。全ての地域において積極的な新車投入を行うことで、収益機会を拡大する。</p> <p>(3)提携戦略 事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的提携の可能性を追求していく。具体的には、平成17年5月に開始した日産自動車株式会社への軽自動車のOEM供給拡大に加え、プジョー・シトロエン・グループ(PSA)への新型SUVのOEM供給についても平成17年7月に契約を締結した。新型SUVは欧州市場に平成19年より導入予定である。 また、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについても今後さらに検討していく。</p> <p>(4)地域戦略 日本 販売会社を含めた安定的な利益体質の確立に向け、愛車無料点検340万台のお客様を中心とした全保有ユーザーに対するフォロー施策・信頼回復策を販売会社と一体となって継続展開していくことに加え、アフターマーケット専用補修部品の新ブランドを立ち上げることにより、販売ネットワークの再構築とアフターサービス事業の最大化を推進する。</p> <p>北米 重点市場としての北米市場の位置付けは今後も変わらない。その北米市場において利益を出す体制を確立するため、平成18年1月には、米国会社に当社の常務取締役を社長兼CEOとして派遣し、当社と同社がより緊密に連携を取り、機動的な対応が可能となるよう経営体制の強化を図った。 北米事業の問題の発端となった販売金融事業については、メリルリンチへの保有金融資産の部分売却によりリスク低減を図るとともに、同社と共同出資により新会社を設立することで、お客様に競争力のある魅力的な金融商品を提供していく。</p>

<p>平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>欧州 事業性の確立という段階から成長のステージへ移行するべく、商品ラインナップの強化を軸に販売促進を図るとともに、経営体制、販売体制の強化を推進する。</p> <p>中国 重点市場の位置付けのもと、現地で強固な三菱ブランドを積極的に活用し、事業基盤を拡大していく。 そのために資本提携強化を通じて三菱ブランド車を拡充するほか、販売網の整備・拡充を推し進める。また、エンジン合弁会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。</p> <p>その他 アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。 豪州については、エンジン工場閉鎖、組立工場の規模縮小は予定通り進めていく。</p> <p>(5)コスト削減 人員計画 組織の見直し、業務効率化、業務プロセスの見直し、退職者の不補充などを実施した結果、人員計画は計画どおり進捗しており、当初目標が達成できる見通しである。今後もより一層の業務効率化を推進する。 資材費低減 販売台数減少及び原材料価格の高騰に起因する調達環境の悪化を踏まえ、平成18年度までの累計で約900億円レベル(平成15年度実績比)の低減を目指す。なお、目標金額は当初の「事業再生計画」に比べて下方修正となるが、削減率は当初の計画どおり15%削減を維持する。</p> <p>5.企業理念と目指す方向 事業再生委員会のもと、若手社員が中心となり社内関係部門とともに議論を尽くし、様々な課題について検討してきた。企業の社会的責任を果たすために、当社の企業理念は何か、という経営の根幹を明確にした上で、各ステークホルダーに対し目指す方向を策定した。企業理念は「大切なお客様と社会のために、走る喜びと確かな安心を、こだわりをもって、提供し続けます。」とした。 また、新しい企業コミュニケーションワードとして『クルマづくりの原点へ。』を社内公募の中から選定し、本年9月から使用している。</p>	<p>欧州 事業性の確立という段階から成長のステージへ移行するべく、商品ラインナップの強化を軸に販売促進を図るとともに、経営体制、販売体制の強化を推進する。</p> <p>中国 重点市場の位置付けのもと、現地で強固な三菱ブランドを積極的に活用し、事業基盤を拡大していく。 その具体策として、平成18年9月に中国の東南(福建)汽車工業有限公司への出資が完了した。これにより、中国におけるブランド戦略の強化、モデルラインの拡充を図る。 また、エンジン合弁会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。</p> <p>その他 アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。</p> <p>(5)コスト削減 人員計画 組織の見直し、業務効率化、業務プロセスの見直し、退職者の不補充などを実施した結果、人員計画は計画どおり進捗しており、当初目標が達成できる見通しである。今後もより一層の業務効率化を推進していく。 資材費低減 販売台数減少及び原材料価格の高騰に起因する調達環境の悪化を踏まえ、平成18年度までの累計で約900億円レベル(平成15年度実績比)の低減を目指す。</p> <p>5.企業理念と目指す方向 平成17年1月の「三菱自動車再生計画」発表とともに、当社の企業理念は「大切なお客様と社会のために、走る喜びと確かな安心を、こだわりをもって、提供し続けます。」とした。 また、新しい企業コミュニケーションワードとして『クルマづくりの原点へ。』を社内公募の中から選定し、平成17年9月から使用している。</p>	<p>欧州 事業性の確立という段階から成長のステージへ移行するべく、商品ラインナップの強化を軸に販売促進を図るとともに、経営体制、販売体制の強化を推進する。</p> <p>中国 重点市場の位置付けのもと、現地で強固な三菱ブランドを積極的に活用し、事業基盤を拡大していく。 そのために資本提携強化を通じて三菱ブランド車を拡充するほか、販売網の整備・拡充を推し進める。 また、エンジン合弁会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。</p> <p>その他 アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。 豪州については、平成17年8月にエンジン工場を閉鎖した。</p> <p>(5)コスト削減 人員計画 組織の見直し、業務効率化、業務プロセスの見直し、退職者の不補充などを実施した結果、人員計画は計画どおり進捗しており、当初目標が達成できる見通しである。今後もより一層の業務効率化を推進していく。 資材費低減 販売台数減少及び原材料価格の高騰に起因する調達環境の悪化を踏まえ、平成18年度までの累計で約900億円レベル(平成15年度実績比)の低減を目指す。 なお、目標金額は当初の「事業再生計画」に比べて下方修正となるが、削減率は当初の計画どおり15%削減を維持する。</p> <p>5.企業理念と目指す方向 事業再生委員会のもと、若手社員が中心となり社内関係部門とともに議論を尽くし、様々な課題について検討してきた。企業の社会的責任を果たすために、当社の企業理念は何か、という経営の根幹を明確にした上で、各ステークホルダーに対し目指す方向を策定した。企業理念は「大切なお客様と社会のために、走る喜びと確かな安心を、こだわりをもって、提供し続けます。」とした。 また、新しい企業コミュニケーションワードとして『クルマづくりの原点へ。』を社内公募の中から選定し、平成17年9月から使用している。</p>

平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>6. 損益目標 以上の全ての施策を反映した結果、「三菱自動車再生計画」における平成18年度までの数値目標は、売上高、利益の各項目について、それぞれ事業再生計画にて掲げたものを下回り、平成17年度までは黒字化が難しい見通しである。しかしながら、利益面では平成16年度を底に改善し、平成18年度には連結当期純損益の黒字化、そして平成19年度には過去最高となる連結当期純利益410億円の達成を見込んでいる。</p> <p>7. 支援体制: 資本・資金の増強 (1) 資本増強策 三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、平成16年度中に新たに総額2,842億円[三菱重工業株式会社:500億円、三菱商事株式会社:700億円、株式会社東京三菱銀行:1,540億円(うち債務の株式化540億円)、三菱信託銀行株式会社:102億円(全額債務の株式化)]の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。なお、三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社東京三菱銀行による当社持株比率は、平成17年9月30日現在で約31%となっている。今後、三菱重工業株式会社が保有する優先株式の転換により、同社(子会社含む)の当社持株比率は15%超となる見通しであるため、当社は平成17年度中に、同社の持分法適用会社となる見込みである。</p> <p>(2) 借入等の計画 借入を中心に総額2,700億円の資金の調達を計画している。このうち新規借入となるのは2,400億円であり(うち300億円は平成16年度中に実行済)、残りの300億円については、平成17年度に三菱商事株式会社に当社事業用資産の買い取りまたは増資を実施していただくことによる調達となる。</p>	<p>6. 損益目標 以上の全ての施策に鋭意取り組んだ結果、平成17年度については、「三菱自動車再生計画」にて掲げた目標に対して1年前倒しで連結営業利益の黒字化を達成することができた。平成18年度には連結当期純損益の黒字化、そして平成19年度には過去最高となる連結当期純利益410億円の達成を見込んでいる。</p> <p>7. 支援体制: 資本・資金の増強 (1) 資本増強策 三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、「三菱自動車再生計画」に基づき平成16年度中に総額2,842億円の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。また、平成18年1月には、300億円の優先株式発行による第三者割当増資を実施した。三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行による当社持株比率は、平成18年9月30日現在で約34%である。また、三菱重工業株式会社が保有する優先株式の転換により、同社(子会社含む)の当社持株比率は15%超となったため、当社は平成17年度下期から、同社の持分法適用会社となった。</p> <p>(2) 借入等の計画 平成17年1月に策定した「三菱自動車再生計画」では、総額2,400億円の新規借入を計画したが、これまでの連結キャッシュ・フロー実績が計画比上振れていることから、800億円弱の調達で済んでいる。今後の調達については、年度毎の資金繰り見通しを睨みながら、「三菱自動車再生計画」達成に必要な資金を調達していく予定である。</p>	<p>6. 損益目標 以上の全ての施策を反映した結果、「三菱自動車再生計画」における平成18年度までの数値目標は、売上高、利益の各項目について、それぞれ事業再生計画にて掲げたものを下回り、平成17年度までは連結営業利益を除き黒字化が達成できなかった。しかしながら、利益面では平成16年度を底に改善し、平成18年度には連結当期純損益の黒字化、そして平成19年度には過去最高となる連結当期純利益410億円の達成を見込んでいる。</p> <p>7. 支援体制: 資本・資金の増強 (1) 資本増強策 三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、「三菱自動車再生計画」に基づき平成16年度中に総額2,842億円[三菱重工業株式会社:500億円、三菱商事株式会社:700億円、株式会社三菱東京UFJ銀行:1,540億円(うち債務の株式化540億円)、三菱UFJ信託銀行株式会社:102億円(全額債務の株式化)]の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。また、平成18年1月には、三菱商事株式会社を引受先とする300億円の優先株式発行による第三者割当増資を実施した。三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行による当社持株比率は、平成18年3月31日現在で約34%である。また、三菱重工業株式会社が保有する優先株式の転換により、同社(子会社含む)の当社持株比率は15%超となったため、当社は平成17年度下期から、同社の持分法適用会社となった。</p> <p>(2) 借入等の計画 平成17年1月に策定した「三菱自動車再生計画」では、総額2,400億円の新規借入を計画した。実際の調達も順調に進み、平成17年度末までに700億円の新規借入を完了した。今後の調達については、これまでの連結キャッシュ・フロー実績が計画比上振れていることから、年度毎の資金繰り見通しを睨みながら、「三菱自動車再生計画」達成に必要な資金を調達していく予定である。</p>

<p>平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(3)資金使途 これらの資本増強・資金調達策により得る総額4,900億円(債務の株式化642億円を除く)の資金は、当社が「三菱自動車再生計画」を必達するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。</p> <p>また、当社は「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を設置した。 当中間会計期間の業績は、前年同期比で見た場合、売上高は減少したものの、損益面では大幅な改善となったことから、3カ年の再生計画の初年度として、堅実なスタートを切ることができたと判断している。 しかしながら、当社が依然厳しい状況下にあることには変わりはなく、下期がまさに正念場であるとの認識のもと、全員で全力をあげて目標を達成する所存である。</p> <p>従って、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。</p>	<p>(3)資金使途 これらの資本増強・資金調達策により得る資金は、当社が「三菱自動車再生計画」を必達するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。</p> <p>また、当社は平成17年4月に「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を新たに設置した。同委員会は社外有識者並びに三菱グループ主要株主より構成され、「三菱自動車再生計画」の進捗をフォロー頂き、必要な助言を頂いている。 当中間連結会計期間の業績は、営業損益、経常損益、中間純損益の全項目において、平成18年4月27日の平成17年度決算発表時に公表した当中間連結会計期間の連結業績予想を上回る結果となった。 当社グループは、国内外におけるすべての当社グループ事業並びに財務の両面にわたる再建を確実にするため、三菱グループ3社(三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行)の協力を得ながら策定し、平成17年1月に公表した「三菱自動車再生計画」をすべての役員及び従業員が力を合わせ全力で実行していく所存である。</p> <p>従って、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。</p>	<p>(3)資金使途 これらの資本増強・資金調達策により得る総額4,900億円(債務の株式化642億円を除く)の資金は、当社が「三菱自動車再生計画」を必達するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。</p> <p>また、当社は平成17年4月に「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を新たに設置した。同委員会は社外有識者並びに三菱グループ主要株主より構成され、「三菱自動車再生計画」の進捗をフォロー頂き、必要な助言を頂いている。 当年度の業績は、事業戦略、資本・資金の増強及び経営実行力の強化などの諸施策に鋭意取り組んだ結果、連結営業利益について当初計画より1年前倒しで黒字となった。一方、連結当期純利益については、日本での減損損失に加え、販売の回復に時間を要している米国・豪州での追加減損損失処理の実施、及び構造改革損失などを特別損失として計上した結果、平成17年11月10日中間決算公表時の当連結会計年度の連結業績予想値を下回ったが、個別事業の健全化を図り、平成18年度以降の「体質の強化・転換」に資するものと考えている。 当社グループは、国内外におけるすべての当社グループ事業並びに財務の両面にわたる再建を確実にするため、三菱グループ3社(三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行)の協力を得ながら策定し、平成17年1月に公表した「三菱自動車再生計画」をすべての役員及び従業員が力を合わせ全力で実行していく所存である。</p> <p>従って、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法。 その他有価証券 時価のあるもの ...中間期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。 時価のないもの ...移動平均法による原価法。</p> <p>(2) デリバティブ ...時価法(特例処理した金利スワップを除く)。</p> <p>(3) たな卸資産 製品 先入先出法による原価法。 ただし、補給用部品・用品は移動平均法による原価法を、また、個別生産品及び購入車両(OEM車両・輸入車)は個別法による原価法を採用している。 原材料 総平均法による原価法。 仕掛品 先入先出法による原価法。 ただし、個別生産品については個別法による原価法を採用している。 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法。(工具等期末未使用残品の揃い上げ)</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 ...同 左 その他有価証券 時価のあるもの ...中間期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。 時価のないもの ...同 左</p> <p>(2) デリバティブ ...同 左</p> <p>(3) たな卸資産 製品 同 左 原材料 同 左 仕掛品 同 左 貯蔵品 同 左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 ...同 左 その他有価証券 時価のあるもの ...期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)。 時価のないもの ...同 左</p> <p>(2) デリバティブ ...同 左</p> <p>(3) たな卸資産 製品 同 左 原材料 同 左 仕掛品 同 左 貯蔵品 同 左</p>

	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用している。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する基準と同一の基準によっている。</p> <p>(少額減価償却資産) 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年平均償却を採用している。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用している。 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用している。 なお、耐用年数については、見積耐用年数を使用しており、主な耐用年数は以下のとおりである。 建物及び構築物 3年～60年 機械装置及び車両運搬具 3年～17年 工具器具備品 2年～20年 (追加情報) 従来、有形固定資産の耐用年数は法人税法に規定する基準と同一の基準によっていたが、「三菱自動車再生計画」に基づく生産集約化、プラットフォーム(車台)数の削減・共通化により生産の安定化が見込まれる等の事業環境の変化に伴い今後見積もられる耐用年数を検討した結果、工具器具備品に含まれる金型及び購入品金型について、従来採用していた耐用年数との乖離が著しいことが明らかになった。 このため、当中間会計期間から今後の使用可能予測期間である見積耐用年数を採用することとした。 この結果、従来の方法によった場合に比較して、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失が2,456百万円それぞれ減少している。</p> <p>(少額減価償却資産) 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用している。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する基準と同一の基準によっている。</p> <p>(少額減価償却資産) 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>

	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>(2) 製品保証引当金 製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上している。 会計基準変更時差異については退職給付に係る会計基準の適用初年度（平成12年度）において全額費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌年度から費用処理することとしている。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 製品保証引当金 同 左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同 左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 製品保証引当金 同 左</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 会計基準変更時差異については退職給付に係る会計基準の適用初年度（平成12年度）において全額費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌年度から費用処理することとしている。 (会計方針の変更) 当年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用している。 これによる損益に与える影響はない。</p>

	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づき、当中間期末要支給額を計上している。	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づき、当中間期末要支給額を計上していたが、平成18年7月開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止及び引当金の一部取崩を決議した。制度廃止以降、新規繰入は行っておらず、当中間会計期間末における役員退職慰労引当金残高は当該決議以前に対応する支給予定額である。	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づき、当期末要支給額を計上している。
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	(5) 保証債務引当金 保証債務等の履行による損失の発生に備えるため、合理的な見積額を計上している。 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。	(5) 保証債務引当金 同 左 同 左	(4) 保証債務引当金 同 左 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	同 左	同 左

	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
6. ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法</p> <p>原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>当中間会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りである。</p> <p>a. ヘッジ手段</p> <p>...為替予約</p> <p>ヘッジ対象</p> <p>...製品輸出による外貨建売上債権(予定取引に係るもの)</p> <p>b. ヘッジ手段</p> <p>...金利スワップ</p> <p>ヘッジ対象</p> <p>...借入金利息</p> <p>c. ヘッジ手段</p> <p>...金利スワップ</p> <p>ヘッジ対象</p> <p>...社債利息</p> <p>ヘッジ方針</p> <p>通常の営業取引により発生する外貨建金銭債権債務に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避するため、また借入金等に係わる金利変動リスクの回避のためにヘッジを行っている。</p>	<p>ヘッジ会計の方法</p> <p>同 左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>ヘッジ方針</p> <p>同 左</p>	<p>ヘッジ会計の方法</p> <p>同 左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>当年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りである。</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>ヘッジ方針</p> <p>同 左</p>

	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
7. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>ヘッジ有効性評価の方法 為替予約についてはキャッシュ・フローを完全に固定するものである。</p> <p>なお、特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることについての確認をもって有効性の判定にかえている。</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用している。</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 新株発行費は支出時に全額費用として処理している。</p>	<p>ヘッジ有効性評価の方法 同 左</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 同 左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同 左</p> <p>-</p>	<p>ヘッジ有効性評価の方法 同 左</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 同 左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同 左</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 新株発行費は支出時に全額費用として処理している。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当中間会計期間から、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用している。これにより、税引前中間純損失は21,732百万円増加している。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除している。</p>		<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当年度から、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用している。これにより、税引前当期純損失は22,504百万円増加している。</p> <p>なお、減損損失累計額については当該各資産の金額より、建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品は間接控除、土地は直接控除している。</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は205,635百万円である。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。</p>	

表示方法の変更

平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
<p>中間損益計算書において「新株発行費」は、前中間会計期間まで、区分掲記して表示していたが、当中間会計期間において重要性が乏しくなったため営業外費用「その他」に含めて表示している。</p> <p>なお、当中間会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「新株発行費」は31百万円である。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	平成17年度中間会計期間末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間会計期間末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額	626,813百万円	635,054百万円	631,650百万円
2.担保に供している資産	担保に供している資産は下記のとおりである。 水島工場財団(注1) 建物 4,067百万円 構築物 1,213百万円 機械装置 22,159百万円 土地 2,008百万円 計 29,448百万円 岡崎工場財団 建物 10,059百万円 構築物 1,394百万円 機械装置 4,509百万円 土地 985百万円 計 16,949百万円 京都工場財団 建物 7,147百万円 構築物 465百万円 機械装置 14,837百万円 土地 2,140百万円 計 24,591百万円 滋賀工場財団 建物 3,125百万円 構築物 245百万円 機械装置 11,391百万円 土地 3,859百万円 計 18,621百万円 その他 建物 5,521百万円 構築物 4,799百万円 土地 23,958百万円 計 34,280百万円 未収入金(注2) 587百万円 計 587百万円 合計 124,478百万円 担保が付されている債務は下記のとおりである。 保証債務 3,352百万円 長期借入金 102,273百万円 短期借入金 29,386百万円 計 135,012百万円	担保に供している資産は下記のとおりである。 水島工場財団(注1) 建物 8,195百万円 構築物 1,130百万円 機械装置 40,200百万円 土地 2,008百万円 計 51,535百万円 岡崎工場財団 建物 10,863百万円 構築物 1,236百万円 機械装置 5,897百万円 土地 985百万円 計 18,984百万円 京都工場財団 建物 6,652百万円 構築物 474百万円 機械装置 11,974百万円 土地 2,275百万円 計 21,376百万円 滋賀工場財団 建物 2,896百万円 構築物 200百万円 機械装置 9,518百万円 土地 3,859百万円 計 16,474百万円 その他 建物 4,923百万円 構築物 4,310百万円 土地 23,819百万円 計 33,053百万円 未収入金(注2) 888百万円 投資有価証券 46百万円 (注3) 合計 142,359百万円 担保が付されている債務は下記のとおりである。 長期借入金 76,790百万円 短期借入金 47,482百万円 計 124,273百万円	担保に供している資産は下記のとおりである。 水島工場財団(注1) 建物 4,201百万円 構築物 1,174百万円 機械装置 25,704百万円 土地 2,008百万円 計 33,088百万円 岡崎工場財団 建物 9,730百万円 構築物 1,307百万円 機械装置 4,124百万円 土地 985百万円 計 16,148百万円 京都工場財団 建物 6,899百万円 構築物 447百万円 機械装置 13,622百万円 土地 2,275百万円 計 23,244百万円 滋賀工場財団 建物 3,019百万円 構築物 232百万円 機械装置 10,599百万円 土地 3,859百万円 計 17,710百万円 その他 建物 5,048百万円 構築物 4,536百万円 土地 23,819百万円 計 33,405百万円 未収入金(注2) 687百万円 投資有価証券 46百万円 (注3) 合計 124,330百万円 担保が付されている債務は下記のとおりである。 保証債務 1,468百万円 長期借入金 114,436百万円 短期借入金 26,313百万円 計 142,219百万円

	平成17年度中間会計期間末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間会計期間末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
3.消費税等	<p>(注1)上記債務とは別に子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイのリース取引会社 EQUUS Leasing B.V.の国際協力銀行からの債務のうち、15,600百万円に対して水島工場財団に抵当権を設定している。</p> <p>(注2)有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。</p> <p>仮払消費税等と預り消費税等は相殺処理のうえ、その差額を未収消費税等とし、未収入金を含めて表示している。</p>	<p>(注1)上記債務とは別に子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイのリース取引会社 EQUUS Leasing B.V.の国際協力銀行からの債務のうち、13,584百万円に対して水島工場財団に抵当権を設定している。</p> <p>(注2)有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。</p> <p>(注3)水島エコワークス株式会社の借入金に対して担保を供している。</p> <p>同左</p>	<p>(注1)上記債務とは別に子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイのリース取引会社 EQUUS Leasing B.V.の国際協力銀行からの債務のうち、15,600百万円に対して水島工場財団に抵当権を設定している。</p> <p>(注2)有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。</p> <p>(注3) 同左</p>

	平成17年度中間会計期間末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間会計期間末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)																																																																				
4. 保証債務等	(1) 保証債務																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク</td> <td>47,550</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク</td> <td>72,875</td> <td>リース料支払、銀行借入金他</td> </tr> <tr> <td>三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド</td> <td>16,251</td> <td>銀行借入金、リース料支払他</td> </tr> <tr> <td>その他22社</td> <td>21,312</td> <td>銀行借入金、リース料支払他</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>4,247</td> <td>「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>162,237</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	金額 (百万円)	被保証債務の内容	三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク	47,550	銀行借入金	三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	72,875	リース料支払、銀行借入金他	三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド	16,251	銀行借入金、リース料支払他	その他22社	21,312	銀行借入金、リース料支払他	従業員	4,247	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金	計	162,237		<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク</td> <td>25,229</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク</td> <td>70,057</td> <td>リース料支払、銀行借入金他</td> </tr> <tr> <td>三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド</td> <td>4,842</td> <td>政府借入金、リース料支払</td> </tr> <tr> <td>三菱・モーターズ・(タイランド)・カンパニー・リミテッド</td> <td>33,700</td> <td>銀行借入金、社債</td> </tr> <tr> <td>その他15社</td> <td>9,348</td> <td>銀行借入金、リース料支払他</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>3,526</td> <td>「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>146,705</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	金額 (百万円)	被保証債務の内容	三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク	25,229	銀行借入金	三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	70,057	リース料支払、銀行借入金他	三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド	4,842	政府借入金、リース料支払	三菱・モーターズ・(タイランド)・カンパニー・リミテッド	33,700	銀行借入金、社債	その他15社	9,348	銀行借入金、リース料支払他	従業員	3,526	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金	計	146,705		<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク</td> <td>33,182</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク</td> <td>73,118</td> <td>銀行借入金、リース料支払他</td> </tr> <tr> <td>三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド</td> <td>6,810</td> <td>銀行借入金、政府借入金、リース料支払</td> </tr> <tr> <td>三菱・モーターズ・(タイランド)・カンパニー・リミテッド</td> <td>31,883</td> <td>銀行借入金、社債</td> </tr> <tr> <td>その他17社</td> <td>9,458</td> <td>銀行借入金他</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>3,931</td> <td>「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>158,385</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	金額 (百万円)	被保証債務の内容	三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク	33,182	銀行借入金	三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	73,118	銀行借入金、リース料支払他	三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド	6,810	銀行借入金、政府借入金、リース料支払	三菱・モーターズ・(タイランド)・カンパニー・リミテッド	31,883	銀行借入金、社債	その他17社	9,458	銀行借入金他	従業員	3,931	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金	計	158,385
被保証者	金額 (百万円)	被保証債務の内容																																																																					
三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク	47,550	銀行借入金																																																																					
三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	72,875	リース料支払、銀行借入金他																																																																					
三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド	16,251	銀行借入金、リース料支払他																																																																					
その他22社	21,312	銀行借入金、リース料支払他																																																																					
従業員	4,247	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金																																																																					
計	162,237																																																																						
被保証者	金額 (百万円)	被保証債務の内容																																																																					
三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク	25,229	銀行借入金																																																																					
三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	70,057	リース料支払、銀行借入金他																																																																					
三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド	4,842	政府借入金、リース料支払																																																																					
三菱・モーターズ・(タイランド)・カンパニー・リミテッド	33,700	銀行借入金、社債																																																																					
その他15社	9,348	銀行借入金、リース料支払他																																																																					
従業員	3,526	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金																																																																					
計	146,705																																																																						
被保証者	金額 (百万円)	被保証債務の内容																																																																					
三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク	33,182	銀行借入金																																																																					
三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	73,118	銀行借入金、リース料支払他																																																																					
三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド	6,810	銀行借入金、政府借入金、リース料支払																																																																					
三菱・モーターズ・(タイランド)・カンパニー・リミテッド	31,883	銀行借入金、社債																																																																					
その他17社	9,458	銀行借入金他																																																																					
従業員	3,931	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金																																																																					
計	158,385																																																																						
(2) 保証債務に準ずる債務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>対象債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク</td> <td>3,367</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザーランズ)・ピー・ブイ</td> <td>3,718</td> <td>ユーロ・メディアム・ターム・ノート、通貨スワップ</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,085</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象者	金額 (百万円)	対象債務の内容	イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	3,367	銀行借入金	エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザーランズ)・ピー・ブイ	3,718	ユーロ・メディアム・ターム・ノート、通貨スワップ	計	7,085		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>対象債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク</td> <td>3,080</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,080</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象者	金額 (百万円)	対象債務の内容	イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	3,080	銀行借入金	計	3,080		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>対象債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク</td> <td>3,215</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,215</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象者	金額 (百万円)	対象債務の内容	イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	3,215	銀行借入金	計	3,215																																							
	対象者	金額 (百万円)	対象債務の内容																																																																				
イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	3,367	銀行借入金																																																																					
エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザーランズ)・ピー・ブイ	3,718	ユーロ・メディアム・ターム・ノート、通貨スワップ																																																																					
計	7,085																																																																						
対象者	金額 (百万円)	対象債務の内容																																																																					
イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	3,080	銀行借入金																																																																					
計	3,080																																																																						
対象者	金額 (百万円)	対象債務の内容																																																																					
イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	3,215	銀行借入金																																																																					
計	3,215																																																																						
5. 売掛金債権流動化による譲渡残高	7,075百万円	6,390百万円	12,359百万円																																																																				
6. 期末日金融機関休日による影響		<p>当中間期末日は金融機関が休日のため、当中間期末残高には当中間期末日が満期日または決済日の債権・債務が含まれており、そのうち主なものは次のとおりである。</p> <p>受取手形 305百万円 売掛金 5,426百万円 未収入金 2,137百万円 支払手形 3,988百万円 買掛金 21,643百万円 未払金 1,882百万円</p>																																																																					

(中間損益計算書関係)

	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	平成17年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
1 . 減価償却実施額			
有形固定資産	10,164百万円	10,855百万円	23,478百万円
無形固定資産	1,739百万円	1,993百万円	3,658百万円
計	11,904百万円	12,849百万円	27,136百万円
2 その他の費用のうち主なもの	訴訟費用 2,198百万円 外国法人税間接控除額 979百万円	訴訟費用 2,387百万円 外国法人税間接控除額 697百万円	外国為替差損 7,054百万円 訴訟費用 2,737百万円
3 特別利益のうち主なもの	貸倒引当金戻入益 * 6,113百万円 保証債務引当金戻入益 555百万円 * 貸倒引当金戻入益には同一の欧州子会社に対する保証債務引当金取崩額及び貸倒引当金繰入額が含まれている。	匿名組合清算益 * 7,014百万円 役員退職慰労引当金等取崩益 * * 1,639百万円 * 匿名組合清算益は平成13年12月の当社所有土地の不動産流動化に係る匿名組合事業が本年9月に終了したことにより生じた出資配当金等である。 * * 役員退職慰労引当金等取崩益は、平成18年7月開催の取締役会において引当金の一部取崩が決議されたことによるものであり、内訳は役員退職慰労引当金取崩額662百万円、退職給付引当金取崩額976百万円(執行役員分)である。	関係会社株式売却益 2,253百万円 固定資産売却益 1,237百万円 保証債務引当金戻入益 555百万円
4 特別損失のうち主なもの	減損損失 21,732百万円 関係会社株式評価損 14,968百万円 構造改革損失 * 3,233百万円 たな卸資産評価損 2,644百万円 * 構造改革損失は新車開発取止めによる取引先に対する型費補償等1,752百万円及び名古屋地区生産統合延期に伴う損失1,481百万円である。	関係会社株式評価損 8,362百万円 保証債務引当金繰入額 3,692百万円 固定資産廃却損 759百万円	関係会社株式評価損 69,631百万円 減損損失 22,504百万円 固定資産廃却損 3,136百万円

	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																
5 減損損失	(1)減損損失を認識した資産グループの概要	(1)減損損失を認識した資産グループの概要	(1)減損損失を認識した資産グループの概要																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県愛知郡長久手町、大坂府藤井寺市等 計40件</td> <td>賃貸用資産</td> <td>土地、建物</td> <td>19,915</td> </tr> <tr> <td>東京都多摩市等 計8件</td> <td>遊休資産</td> <td>土地、建物等</td> <td>1,817</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	愛知県愛知郡長久手町、大坂府藤井寺市等 計40件	賃貸用資産	土地、建物	19,915	東京都多摩市等 計8件	遊休資産	土地、建物等	1,817	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県新潟市、北海道旭川市等 計5件</td> <td>遊休資産</td> <td>土地、建物、構築物</td> <td>306</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	新潟県新潟市、北海道旭川市等 計5件	遊休資産	土地、建物、構築物	306	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県愛知郡長久手町、大坂府藤井寺市等 計40件</td> <td>賃貸用資産</td> <td>土地、建物</td> <td>19,915</td> </tr> <tr> <td>東京都多摩市等 計9件</td> <td>遊休資産</td> <td>土地、建物等</td> <td>2,589</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	愛知県愛知郡長久手町、大坂府藤井寺市等 計40件	賃貸用資産	土地、建物	19,915	東京都多摩市等 計9件	遊休資産	土地、建物等	2,589
	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																															
	愛知県愛知郡長久手町、大坂府藤井寺市等 計40件	賃貸用資産	土地、建物	19,915																															
	東京都多摩市等 計8件	遊休資産	土地、建物等	1,817																															
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																
新潟県新潟市、北海道旭川市等 計5件	遊休資産	土地、建物、構築物	306																																
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																
愛知県愛知郡長久手町、大坂府藤井寺市等 計40件	賃貸用資産	土地、建物	19,915																																
東京都多摩市等 計9件	遊休資産	土地、建物等	2,589																																
(2)資産のグルーピングの方法 生産用資産は、車体生産工場単位とし、賃貸用資産及び遊休資産は個々の資産グループとして取り扱っている。	(2)資産のグルーピングの方法 同左	(2)資産のグルーピングの方法 同左																																	
(3)減損損失の認識に至った経緯 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生していること及び市場価格が著しく下落していること等により、賃貸用資産及び遊休資産の一部について、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。	(3)減損損失の認識に至った経緯 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生していること及び市場価格が著しく下落していること等により、遊休資産の一部について、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。	(3)減損損失の認識に至った経緯 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生していること及び市場価格が著しく下落していること等により、賃貸用資産及び遊休資産の一部について、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。																																	
(4)回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、各資産グループ単位に将来キャッシュ・フローを割引率6%を使用して算出した使用価値と、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、路線価による相続税評価額等を用いて合理的に算出した正味売却価額のいずれか高い額としている。	(4)回収可能価額の算定方法 同左	(4)回収可能価額の算定方法 同左																																	
(5)減損損失の金額 減損損失21,732百万円は特別損失に計上しており、その主な内訳は次のとおりである。	(5)減損損失の金額 減損損失306百万円は特別損失に計上しており、その主な内訳は次のとおりである。	(5)減損損失の金額 減損損失22,504百万円は特別損失に計上しており、その主な内訳は次のとおりである。																																	
<table> <tr> <td>土地</td> <td>21,213百万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>472百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>46百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21,732百万円</td> </tr> </table>	土地	21,213百万円	建物	472百万円	その他	46百万円	計	21,732百万円	<table> <tr> <td>土地</td> <td>208百万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>96百万円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>306百万円</td> </tr> </table>	土地	208百万円	建物	96百万円	構築物	1百万円	計	306百万円	<table> <tr> <td>土地</td> <td>21,352百万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>776百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>375百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>22,504百万円</td> </tr> </table>	土地	21,352百万円	建物	776百万円	その他	375百万円	計	22,504百万円									
土地	21,213百万円																																		
建物	472百万円																																		
その他	46百万円																																		
計	21,732百万円																																		
土地	208百万円																																		
建物	96百万円																																		
構築物	1百万円																																		
計	306百万円																																		
土地	21,352百万円																																		
建物	776百万円																																		
その他	375百万円																																		
計	22,504百万円																																		

(中間株主資本等変動計算書関係)

平成18年度中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計 期間末株式数 (千株)
普通株式 (注)	73	3	-	76
合 計	73	3	-	76

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

(リース取引関係)

項目	平成17年度中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)				平成18年度中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)				平成17年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	
1.借主側 (1)リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額				リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額				リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	工具器具備品	25,760	19,337	6,422	工具器具備品	25,395	16,261	9,133	工具器具備品	35,224	20,436	14,788
	機械装置	1,576	801	774	機械装置	1,476	944	532	機械装置	1,447	844	602
	ソフトウェア	2,162	1,005	1,157	ソフトウェア	2,163	1,264	899	ソフトウェア	2,146	1,218	927
	その他	382	239	143	その他	384	250	134	その他	423	273	149
	合計	29,881	21,383	8,497	合計	29,419	18,719	10,699	合計	39,241	22,773	16,468
		未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 6,142 百万円 1年超 6,971 百万円 合計 13,114 百万円				未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 5,872 百万円 1年超 8,450 百万円 合計 14,323 百万円				未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 10,605 百万円 1年超 10,949 百万円 合計 21,555 百万円		
	支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 百万円 支払リース料 3,796 減価償却費相当額 2,543 支払利息相当額 191				支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 百万円 支払リース料 3,518 減価償却費相当額 2,626 支払利息相当額 237				支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 百万円 支払リース料 8,976 減価償却費相当額 7,926 支払利息相当額 456			
	減価償却費相当額の算定方法 主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっている。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はない。				減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左				減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左			
(2)オペレーティング・リース取引	未経過リース料				未経過リース料				未経過リース料			
	1年内	1,105		百万円	1年内	1,221		百万円	1年内	1,107		百万円
	1年超	1,799		百万円	1年超	577		百万円	1年超	1,245		百万円
	合計	2,904		百万円	合計	1,799		百万円	合計	2,352		百万円
2.貸主側 オペレーティング・リース取引	未経過リース料				未経過リース料				未経過リース料			
	1年内	399		百万円	1年内	442		百万円	1年内	400		百万円
	1年超	646		百万円	1年超	203		百万円	1年超	445		百万円
	合計	1,046		百万円	合計	646		百万円	合計	846		百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

(1株当たり情報)

平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額 57円97銭	1株当たり純資産額 43円61銭	1株当たり純資産額 38円39銭
1株当たり中間純損失金額 14円97銭	1株当たり中間純損失金額 4円71銭	1株当たり当期純損失金額 27円47銭
(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載していない。	(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載していない。	(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純損失金額			
中間(当期)純損失(百万円)	64,185	25,891	128,152
普通株主に帰属しない金額(百万円)			
普通株式に係る中間(当期)純損失(百万円)	64,185	25,891	128,152
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,287,398	5,491,430	4,666,018
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>優先株式</p> <p>第1回A種優先株式 第2回A種優先株式 第3回A種優先株式 第2回B種優先株式 第3回B種優先株式 第1回G種優先株式 第2回G種優先株式 第3回G種優先株式</p> <p>上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。</p> <p>新株予約権</p> <p>新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおり。</p>	<p>優先株式</p> <p>第1回A種優先株式 第2回A種優先株式 第3回A種優先株式 第1回G種優先株式 第2回G種優先株式 第3回G種優先株式 第4回G種優先株式</p> <p>上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。</p> <p>新株予約権</p> <p>新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおり。</p>	<p>優先株式</p> <p>第1回A種優先株式 第2回A種優先株式 第3回A種優先株式 第1回G種優先株式 第2回G種優先株式 第3回G種優先株式 第4回G種優先株式</p> <p>上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。</p> <p>新株予約権</p> <p>新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおり。</p>

(重要な後発事象)

平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>優先株式から普通株式への転換等 平成17年10月1日以降12月12日までの間に優先株式</p> <ul style="list-style-type: none">第1回A種 50,000株第2回A種 2,500株第2回B種 3,300株第3回B種 39,100株 <p>が普通株式に転換されたこと等により、普通株式の発行済株式総数が1,017,620,563株増加し5,403,369,582株となった。</p>	<p>多額な新規資金調達の実施 当社は平成18年11月27日付で、株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャー、三菱UFJ信託銀行株式会社をコ・アレンジャーとして、下記の通りシンジケーション(協調融資)方式の中期タームローン契約を締結した。調達した資金は、新車投入等に伴う平成18年度設備投資に充当する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)契約締結日 平成18年11月27日(2)借入実行日 平成18年11月30日(3)借入金額 560億円(4)借入期間 平成18年11月30日から平成20年3月31日(5)参加金融機関 アレンジャー、コ・アレンジャーを含め計31社(6)担保 なし	<p>該当事項はない。</p>

(2) 【その他】

該当事項はない。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

平成17年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）平成18年6月26日関東財務局に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成18年6月16日関東財務局に提出

自平成16年4月1日至平成17年3月31日事業年度(平成16年度)の有価証券報告書に係る訂正報告書である。

平成18年8月21日関東財務局に提出

自平成17年4月1日至平成18年3月31日事業年度(平成17年度)の有価証券報告書に係る訂正報告書である。

平成18年10月27日関東財務局に提出

自平成17年4月1日至平成18年3月31日事業年度(平成17年度)の有価証券報告書に係る訂正報告書である。

(3) 半期報告書の訂正報告書

平成18年6月16日関東財務局に提出

自平成17年4月1日至平成17年9月30日事業年度(平成17年度)の半期報告書に係る訂正報告書である。

平成18年10月27日関東財務局に提出

自平成17年4月1日至平成17年9月30日事業年度(平成17年度)の半期報告書に係る訂正報告書である。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はない。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月21日

三菱自動車工業株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松村 俊夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 満夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 上田 雅之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は前々連結会計年度において215,424百万円、前連結会計年度において474,785百万円の当期純損失を計上し、また当中間連結会計期間においても63,771百万円の中間純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況を解消するための経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。
2. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、会社は当連結中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

三菱自動車工業株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松村 俊夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 上田 雅之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武内 清信 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は平成15年度215,424百万円、平成16年度474,785百万円及び平成17年度92,166百万円の当期純損失を計上し、また当中間連結会計期間においても16,101百万円の中間純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況を解消するための経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。
2. 「重要な後発事象」1.に記載のとおり、会社は平成18年11月27日にシンジケーション方式の中期タームローン契約を締結し、平成18年11月30日に借入を実行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月21日

三菱自動車工業株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松村 俊夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 満夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 上田 雅之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの平成17年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は前々年度において213,097百万円、前年度において526,225百万円の当期純損失を計上し、また当中間会計期間においても64,185百万円の中間純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況を解消するための経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。
- 「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

三菱自動車工業株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松村 俊夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 上田 雅之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武内 清信 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの平成18年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は平成15年度213,097百万円、平成16年度526,225百万円及び平成17年度128,152百万円の当期純損失を計上し、また当中間会計期間においても25,891百万円の中間純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況を解消するための経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。
- 「重要な後発事象」に記載のとおり、会社は平成18年11月27日にシンジケーション方式の中期タームローン契約を締結し、平成18年11月30日に借入を実行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。